

# 石川県公報

平成 25 年 2 月 28 日 (木曜日)

号 外

(第 10 号)

## 目 次

### 告 示

免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び  
地元地区又は関係地区の決定 (水産課) 1

## 告 示

### 石川県告示第68号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、同項に規定する免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区を次のとおり定めた。

平成25年2月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 漁業の種類、名称及び時期、漁場の位置及び区域並びに漁業権の制限又は条件並びに地元地区又は関係地区別表のとおり
- 漁業権の存続期間  
共同漁業にあっては免許の日から平成35年8月31日まで、区画漁業及び定置漁業にあっては免許の日から平成30年8月31日まで
- 免許予定日  
平成25年9月1日
- 免許の申請期間  
平成25年5月15日から同年6月20日まで

公示番号	共 第 1 号			
免 許 の 内 容	1	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
		第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで
			さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで
			か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで
			い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで
			あ さ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで
			は ま ぐ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで
			ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで
			わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで
			い わ の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで
			て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで
			も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで
			く ろ も 漁 業	1月1日から 12月31日まで
	あ か も く 漁 業		1月1日から 12月31日まで	
	か じ め 漁 業	1月1日から 12月31日まで		

た る べ き 事 項		う に 漁 業	1月1日から	12月31日まで	
		な ま こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	
		た こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	
	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで	
		雑魚小型定置漁業	3月1日から	10月31日まで	
		いか・かにかご漁業	1月1日から	12月31日まで	
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から	12月31日まで	
	2 漁場の位置	加賀市地先			
	3 漁場の区域	次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ及び基点第18号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第1号 加賀市塩屋町地内に設置した標柱 ア 基点第1号から328度30分、140メートルの点 イ ア点から313度00分、1,800メートルの点 基点第11号 加賀市橋立町地内に設置した標柱 ウ 基点第11号から305度00分、2,180メートルの点 エ 基点第18号から317度30分の線上最大高潮時海岸線との交点から1,800メートルの点 基点第18号 加賀市と小松市との境界に設置した標柱			
	漁業権の制限又は条件	塩屋港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。			
関係地区	加賀市塩屋町、片野町、黒崎町、橋立町、小塩町、田尻町、塩浜町、篠原町、篠原新町、伊切町、新保町、美岬町、大聖寺瀬越町、吉崎町及び大聖寺上木町				

公 示 番 号	共 第 2 号			
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期			
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から	12月31日まで
		さ ざ え 漁 業	1月1日から	12月31日まで
		か き 漁 業	1月1日から	12月31日まで
		あ さ り 漁 業	1月1日から	12月31日まで
		は ま ぐ り 漁 業	1月1日から	12月31日まで
		ば い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで
		わ か め 漁 業	1月1日から	12月31日まで
		た こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで
	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで
		雑魚小型定置漁業	3月1日から	11月30日まで
		雑魚叩き網漁業	3月1日から	8月31日まで
		いか・かにかご漁業	1月1日から	12月31日まで
		あなごかご漁業	1月1日から	12月31日まで
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から	12月31日まで
	2 漁場の位置	小松市、能美市、白山市及び金沢市地先		
	3 漁場の区域	次の基点第18号、ア、イ、ウ及び基点第32号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第18号 加賀市と小松市との境界に設置した標柱 ア 基点第18号から317度30分の線上最大高潮時海岸線との交点から1,800メートルの点		

	<p>基点第24号 能美市と白山市との境界に設置した標柱                  イ 基点第24号から308度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から1,800メートルの点                  ウ 基点第32号から304度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から1,800メートルの点                  基点第32号 金沢市下安原町と市専光寺町との境界に設置した標柱</p>
関係地区	<p>小松市日末町、安宅新町、安宅町、草野町、浜佐美本町及び浮柳町、能美市吉原釜屋町及び                  浜町、白山市湊町、平加町、蓮池町、鹿島町、石立町、松本町、小川町、徳光町、相川町、                  相川新町、村井新町、倉部町及び八田町並びに金沢市打木町及び下安原町</p>

公示番号	共 第 3 号
------	---------

免 許 の 内 容 た る べ	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ さ り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>は ま ぐ り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>べ に ざ ら が い 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ば い が い 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う み ぞ う め ん 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2種共同漁業</td> <td>雑 魚 刺 網 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑 魚 小 型 定 置 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い か ・ か に か ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ な ご か ご 漁 業</td> <td>3月1日から 10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第3種共同漁業</td> <td>雑 魚 地 び き 網 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ さ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	は ま ぐ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	べ に ざ ら が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで	ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで	う み ぞ う め ん 漁 業	1月1日から 12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第2種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで	い か ・ か に か ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ な ご か ご 漁 業	3月1日から 10月31日まで	第3種共同漁業	雑 魚 地 び き 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																																		
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																		
		さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																		
		か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																		
		あ さ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																		
		は ま ぐ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																		
		べ に ざ ら が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																		
		ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																		
		わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																		
		う み ぞ う め ん 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																		
		な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																		
	第2種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																		
		雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																		
い か ・ か に か ご 漁 業		1月1日から 12月31日まで																																			
あ な ご か ご 漁 業		3月1日から 10月31日まで																																			
第3種共同漁業	雑 魚 地 び き 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																			
2 漁場の位置																																					
金沢市、河北郡内灘町及びかほく市地先																																					
3 漁場の区域																																					
次の基点第32号、ア、イ、ウ及び基点第43号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域から基点第32号の1、エ、オ及びカの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びタの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに基点第36号の1、チ、ツ、テ、ト、ナ及びニの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除いた区域																																					
基点第32号 金沢市下安原町と市専光寺町との境界に設置した標柱																																					
ア 基点第32号から304度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から2,000メートルの点																																					
基点第39号 河北郡内灘町とかほく市との境界に設置した標柱																																					
イ 基点第39号から297度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から2,000メートルの点																																					
ウ 基点第43号から294度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から2,000メートルの点																																					
基点第43号 かほく市木津と市高松との境界に設置した標柱																																					
基点第32号の1 金沢市佐奇森町地内に設置した標柱																																					
エ 基点第32号の1から304度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から150メートルの点																																					
オ エ点から34度00分、540メートルの点																																					
カ オ点から124度00分の線上最大高潮時海岸線との交点																																					

<p>き 事 項</p>	<p>基点第32号の2 金石東防波堤灯台中心点                  キ 基点第32号の2 から73度00分、720メートルの点                  ク 基点第32号の2 から15度00分、627メートルの点                  基点第34号の2 金沢港大野波除堤灯台中心点                  ケ 基点第34号の2 から297度00分、398メートルの点                  コ 基点第34号の2 から305度00分、513メートルの点                  サ コ点から4度00分の線とア及びイの各点を結んだ線との交点                  シ ス点から4度00分の線とア及びイの各点を結んだ線との交点                  基点第34号の3 金沢港東防波堤灯台中心点                  ス 基点第34号の3 から0度00分、1,935メートルの点                  セ 基点第34号の3 から35度00分、1,550メートルの点                  ソ 基点第34号の3 から35度30分、1,570メートルの点                  タ ソ点から127度00分の線上最大高潮時海岸線との交点                  基点第36号の1 河北郡内灘町字大根布地内に設置した標柱                  チ 基点第36号の1 から304度30分の線上最大高潮時海岸線との交点から250メートルの点                  ツ チ点から6度20分、560メートルの点                  テ ツ点から31度30分、550メートルの点                  ト テ点から48度00分、980メートルの点                  ナ ト点から33度00分、500メートルの点                  ニ ナ点から124度00分の線上最大高潮時海岸線との交点</p>
<p>関係地区</p>	<p>金沢市専光寺町、佐奇森町、普正寺町、金石東、金石西、金石北、金石本町、大野町及び栗崎町、河北郡内灘町並びにかほく市大崎、白尾、外日角、秋浜、浜北、遠塚、松浜及び木津</p>

<p>公 示 番 号</p>	<p>共 第 4 号</p>																										
<p>免 許 の 内 容 た る べ き 事 項</p>	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">漁業の種類</th> <th style="width: 40%;">漁業の名称</th> <th style="width: 40%;">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ さ り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>は ま ぐ り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>べ に ざ ら が い 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ば い が い 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種共同漁業</td> <td>雑 魚 刺 網 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い か ・ か に か ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第3種共同漁業</td> <td>雑 魚 地 び き 網 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 かほく市及び羽咋郡宝達志水町地先</p> <p>3 漁場の区域 次の基点第43号、ア、イ、ウ及び基点第51号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点第43号 かほく市木津と同市高松との境界に設置した標柱                  ア 基点第43号から294度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から2,000メートルの点                  基点第49号 羽咋郡宝達志水町今浜と同町宿との境界に設置した標柱                  イ 基点第49号から286度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から2,000メートルの点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ さ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	は ま ぐ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	べ に ざ ら が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで	ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第2種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで	い か ・ か に か ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第3種共同漁業	雑 魚 地 び き 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																									
第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
	か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
	あ さ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
	は ま ぐ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
	べ に ざ ら が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
	ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
第2種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
	い か ・ か に か ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
第3種共同漁業	雑 魚 地 び き 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									

	ウ 基点第51号から282度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から2,000メートルの点 基点第51号 羽咋郡宝達志水町と羽咋市との境界に設置した標柱
関係地区	かほく市高松、中沼及び二ツ屋並びに羽咋郡宝達志水町

公示番号	共 第 5 号
------	---------

免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>は ま ぐ り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>べ に ざ ら が い 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ば い が い 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ お の り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い わ の り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>く ろ も 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>た こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え む し 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2種共同漁業</td> <td>雑魚刺網漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑魚小型定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いか・かにかご漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第3種共同漁業</td> <td>雑魚地びき網漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで	は ま ぐ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	べ に ざ ら が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで	ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ お の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	い わ の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	く ろ も 漁 業	1月1日から 12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え む し 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から 12月31日まで	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで	いか・かにかご漁業	1月1日から 12月31日まで	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																																												
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
		さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
		か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
		は ま ぐ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
		べ に ざ ら が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
		ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
		わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
		あ お の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
		い わ の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
		え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
		も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
		く ろ も 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
		な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
	た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																													
	え む し 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																													
	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から 12月31日まで																																												
雑魚小型定置漁業		1月1日から 12月31日まで																																													
いか・かにかご漁業		1月1日から 12月31日まで																																													
第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで																																													
2 漁場の位置	羽咋市及び羽咋郡志賀町地先																																														
3 漁場の区域	次の基点第51号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第72号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域から、基点第70号の1、カ、キ及び基点第70号の2の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第51号 羽咋郡宝達志水町と羽咋市との境界に設置した標柱 ア 基点第51号から282度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から2,000メートルの点 基点第59号 羽咋市滝町と同市柴垣町との境界に設置した標柱 イ 基点第59号から281度00分、4,180メートルの点 基点第66号 羽咋郡志賀町安部屋地内に設置した標柱 ウ 基点第66号から260度00分、1,270メートルの点 基点第70号 羽咋郡志賀町赤住地内に設置した標柱 エ 基点第70号から253度00分、1,270メートルの点 オ 基点第72号から263度00分、1,270メートルの点 基点第72号 羽咋郡志賀町赤住と同町福浦港との境界に設置した標柱 基点第70号の1 羽咋郡志賀町赤住地内に設置した標柱 カ 基点第70号の1から265度45分、627メートルの点 キ 基点第70号の2から263度00分、623メートルの点 基点第70号の2 羽咋郡志賀町赤住地内に設置した標柱																																														

漁業権の制限又は条件	滝港水域施設内で第 2 種共同漁業を操業してはならない。
関係地区	羽咋市新保町、粟生町、千里浜町、釜屋町、寺家町、一ノ宮町、滝町及び柴垣町並びに羽咋郡志賀町大島、長沢、甘田、高浜町、川尻、町、安部屋、上野、大津、小浦、百浦及び赤住

公 示 番 号 共 第 6 号

免 許 の 内 容  た る べ き	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="16">第 1 種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>い が い 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>ば い が い 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>あ お の り 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>い わ の り 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>く ろ も 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>い ぎ す 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>ほ ん だ わ ら 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>う に 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>た こ 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>え む し 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 2 種共同漁業</td> <td>雑 魚 刺 網 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>雑 魚 小 型 定 置 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>い か ・ か に か ご 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>第 3 種共同漁業</td> <td>雑 魚 地 び き 網 漁 業</td> <td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第 1 種共同漁業	あ わ び 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	さ ざ え 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	か き 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	い が い 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	ば い が い 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	わ か め 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	あ お の り 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	い わ の り 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	え ご 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	も ず く 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	く ろ も 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	い ぎ す 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	ほ ん だ わ ら 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	う に 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	な ま こ 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	た こ 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	え む し 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	第 2 種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	い か ・ か に か ご 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	第 3 種共同漁業	雑 魚 地 び き 網 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																																																
	第 1 種共同漁業	あ わ び 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		さ ざ え 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		か き 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		い が い 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		ば い が い 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		わ か め 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		あ お の り 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		い わ の り 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		え ご 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		て ん ぐ さ 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		も ず く 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		く ろ も 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		い ぎ す 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		ほ ん だ わ ら 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		う に 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
		な ま こ 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																
	た こ 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																	
え む し 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																		
第 2 種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																	
	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																	
	い か ・ か に か ご 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																	
第 3 種共同漁業	雑 魚 地 び き 網 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで																																																	
2 漁場の位置	羽咋郡志賀町地先																																																		
3 漁場の区域	次の基点第72号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及び基点第29号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域																																																		
	基点第72号 羽咋郡志賀町赤住と同町福浦港との境界に設置した標柱																																																		
	ア 基点第72号から263度00分、1,450メートルの点																																																		
	基点第3号 羽咋郡志賀町福浦港地内に設置した標柱																																																		
	イ 基点第3号から263度00分、1,450メートルの点																																																		
	基点第4号 羽咋郡志賀町福浦港地内に設置した標柱																																																		
	ウ 基点第4号から283度00分、1,450メートルの点																																																		
	基点第7号 羽咋郡志賀町福浦港と同町富来牛下との境界に設置した標柱																																																		
	エ 基点第7号から260度00分、1,640メートルの点																																																		
	基点第9号 羽咋郡志賀町富来七海地内に設置した標柱																																																		
	オ 基点第9号から249度30分、1,100メートルの点																																																		
	基点第14号 羽咋郡志賀町酒見と同町西海風戸との境界に設置した標柱																																																		
	カ 基点第14号から158度00分、1,520メートルの点																																																		
	基点第16号 羽咋郡志賀町西海風戸地内に設置した標柱																																																		

事  項	キ 基点第16号から159度00分、1,150メートルの点 基点第17号 羽咋郡志賀町西海風無地内に設置した標柱 ク 基点第17号から199度10分、1,000メートルの点 基点第19号 羽咋郡志賀町西海風無と同町西海千ノ浦との境界に設置した標柱 ケ 基点第19号から218度00分、1,730メートルの点 基点第20号 羽咋郡志賀町西海千ノ浦地内に設置した標柱 コ 基点第20号から229度00分、1,090メートルの点 基点第21号 羽咋郡志賀町西海千ノ浦地内に設置した標柱 サ 基点第21号から268度25分、1,090メートルの点 基点第22号 羽咋郡志賀町西海久喜地内に設置した標柱 シ 基点第22号から257度00分、1,270メートルの点 ス 基点第29号から266度00分、3,100メートルの点 基点第29号 羽咋郡志賀町と輪島市との境界に設置した標柱
漁業権の制限又は条件	福浦港水域施設内で第 2 種共同漁業を操業してはならない。
関係地区	羽咋郡志賀町福浦港、富来牛下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、相神、中浜、酒見、西海風戸、西海風無、西海千ノ浦、西海久喜、赤崎、鹿頭、笹波、前浜及び深谷

公 示 番 号	共 第 7 号																																												
免 許 の 内 容 たる べき	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">漁業の種類</th> <th style="width: 40%;">漁業の名称</th> <th style="width: 40%;">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">第 1 種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い が い 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ば い が い 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ お の り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い わ の り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>く ろ も 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う に 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>た こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え む し 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 2 種共同漁業</td> <td>雑 魚 刺 網 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑 魚 小 型 定 置 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い か ・ か に か ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第 3 種共同漁業</td> <td>雑 魚 地 び き 網 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> 2 漁場の位置 輪島市地先 3 漁場の区域 次の基点第29号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第46号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに基点第46号とカ及びキと基点第61号の両直線間において最大高潮時海岸線から550メートル以内の区域 基点第29号 羽咋郡志賀町と輪島市との境界に設置した標柱	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第 1 種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで	ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ お の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	い わ の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	く ろ も 漁 業	1月1日から 12月31日まで	う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え む し 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第 2 種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで	い か ・ か に か ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第 3 種共同漁業	雑 魚 地 び き 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																																											
第 1 種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	あ お の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	い わ の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	く ろ も 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
え む し 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																												
第 2 種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
	い か ・ か に か ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											
第 3 種共同漁業	雑 魚 地 び き 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																											

事 項	<p>ア 基点第29号から266度00分、3,100メートルの点 基点第32号 輪島市門前町腰細地内に設置した標柱</p> <p>イ 基点第32号から299度00分、1,470メートルの点 基点第39号 輪島市門前町北川と同町千代との境界に設置した標柱</p> <p>ウ 基点第39号から269度50分、1,360メートルの点 基点第42号 輪島市門前町黒島町と市門前町鹿磯との境界に設置した標柱</p> <p>エ 基点第42号から251度00分、1,360メートルの点 基点第44号 輪島市門前町鹿磯と同町深見との境界に設置した標柱</p> <p>オ 基点第44号から201度00分、1,090メートルの点 基点第46号 輪島市門前町深見地内に設置した標柱</p> <p>カ 基点第46号から201度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から550メートルの点 キ 基点第61号から312度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から550メートルの点 ク 基点第61号 輪島市門前町樽見と市上大沢町との境界に設置した標柱</p>
関係地区	輪島市門前町劔地、門前町大泊、門前町腰細、門前町赤神、門前町藤浜、門前町池田、門前町北川、門前町千代、門前町黒島町、門前町鹿磯、門前町深見、門前町吉浦、門前町五十州、門前町皆月及び門前町樽見

公 示 番 号	共 第 8 号																																																																																				
免 許 の 内 容 た る べ き	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">漁業の種類</th> <th style="text-align: center;">漁業の名称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18" style="text-align: center;">第1種共同漁業</td> <td style="text-align: center;">あ わ び 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さ ざ え 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">か き 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">い が い 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">わ か め 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">あ お の り 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">い わ の り 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">え ご 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">て ん ぐ さ 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">も ず く 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">く ろ も 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">い ぎ す 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">あ か も く 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ほ ん だ わ ら 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">か じ め 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">う み ぞ う め ん 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">う に 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">な ま こ 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">た こ 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">え む し 漁 業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">第2種共同漁業</td> <td style="text-align: center;">雑魚刺網漁業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雑魚小型定置漁業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雑魚叩き網漁業</td> <td style="text-align: center;">3月1日から</td> <td style="text-align: center;">11月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">いか・かにかご漁業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3種共同漁業</td> <td style="text-align: center;">雑魚地びき網漁業</td> <td style="text-align: center;">1月1日から</td> <td style="text-align: center;">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 輪島市地先</p>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から	12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から	12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から	12月31日まで	い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から	12月31日まで	あ お の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで	い わ の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から	12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から	12月31日まで	く ろ も 漁 業	1月1日から	12月31日まで	い ぎ す 漁 業	1月1日から	12月31日まで	あ か も く 漁 業	1月1日から	12月31日まで	ほ ん だ わ ら 漁 業	1月1日から	12月31日まで	か じ め 漁 業	1月1日から	12月31日まで	う み ぞ う め ん 漁 業	1月1日から	12月31日まで	う に 漁 業	1月1日から	12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	た こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	え む し 漁 業	1月1日から	12月31日まで	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで	雑魚小型定置漁業	1月1日から	12月31日まで	雑魚叩き網漁業	3月1日から	11月30日まで	いか・かにかご漁業	1月1日から	12月31日まで	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から	12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																																																																																			
第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	さ ざ え 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	か き 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	わ か め 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	あ お の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	い わ の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	え ご 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	も ず く 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	く ろ も 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	い ぎ す 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	あ か も く 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	ほ ん だ わ ら 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	か じ め 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	う み ぞ う め ん 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	う に 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	な ま こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
た こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																			
え む し 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																																			
第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	雑魚小型定置漁業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
	雑魚叩き網漁業	3月1日から	11月30日まで																																																																																		
	いか・かにかご漁業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		
第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から	12月31日まで																																																																																		



事 項	<p>3 漁場の区域</p> <p>次の基点第61号とア及びイと基点第82号の両直線間において最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域並びに基点第82号、ウ、エ、オ及び基点第88号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点第61号 輪島市門前町樽見と同市上大沢町との境界に設置した標柱</p> <p>ア 基点第61号から312度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から1,100メートルの点</p> <p>基点第82号 輪島市渋田町と同市町野町大川との境界に設置した標柱</p> <p>イ 基点第82号から329度30分の線上最大高潮時海岸線との交点から1,100メートルの点</p> <p>ウ 基点第82号から329度30分、1,820メートルの点</p> <p>基点第85号 輪島市町野町大川地内に設置した標柱</p> <p>エ 基点第85号から334度30分、1,450メートルの点</p> <p>オ 基点第88号から332度20分、1,450メートルの点</p> <p>基点第88号 輪島市と珠洲市との境界に設置した標柱</p>
漁業権の制限又は条件	輪島港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。
関係地区	輪島市上大沢町、大沢町、赤崎町、下山町、小池町、鶴入町、光浦町、輪島崎町、海士町、鳳至町、河井町、塚田町、稲舟町、大野町、惣領町、深見町、白米町、野田町、名舟町、尊利地町、町野町大川、町野町西時国及び町野町曾々木

公 示 番 号 共 第 9 号

免 許 の 内 容 た る べ き 事	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="17">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い が い 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ば い が い 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ お の り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い わ の り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>く ろ も 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い ぎ す 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ か も く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ほ ん だ わ ら 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か じ め 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う み ぞ う め ん 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う に 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>た こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え む し 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2種共同漁業</td> <td>雑魚刺網漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑魚小型定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑魚叩き網漁業</td> <td>3月1日から 11月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで	い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで	ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ お の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	い わ の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	く ろ も 漁 業	1月1日から 12月31日まで	い ぎ す 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ か も く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	ほ ん だ わ ら 漁 業	1月1日から 12月31日まで	か じ め 漁 業	1月1日から 12月31日まで	う み ぞ う め ん 漁 業	1月1日から 12月31日まで	う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え む し 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から 12月31日まで	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで	雑魚叩き網漁業	3月1日から 11月30日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																																																			
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		あ お の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		い わ の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		く ろ も 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		い ぎ す 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		あ か も く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		ほ ん だ わ ら 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		か じ め 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
		う み ぞ う め ん 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																			
う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																					
な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																					
た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																					
え む し 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																																					
第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から 12月31日まで																																																				
	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで																																																				
	雑魚叩き網漁業	3月1日から 11月30日まで																																																				
2 漁場の位置																																																						
輪島市舳倉島地先																																																						

項	<p>3 漁場の区域</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点第111号 輪島市舳倉島地内に設置した標柱</p> <p>ア 基点第111号から196度15分、3,930メートルの点</p> <p>基点第110号 輪島市舳倉島地内に設置した標柱</p> <p>イ 基点第110号から251度50分、3,930メートルの点</p> <p>基点第108号 輪島市舳倉島地内に設置した標柱</p> <p>ウ 基点第108号から0度00分、1,600メートルの点</p> <p>エ 基点第108号から87度30分、1,720メートルの点</p>
関係地区	輪島市海士町、鳳至町鳳至丁、鳳至町石浦町、鳳至町下町及び鳳至町上町

公示番号	共 第 10 号
------	----------

免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期			
		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から	12月31日まで
		さざえ漁業	1月1日から	12月31日まで
		かき漁業	1月1日から	12月31日まで
		いがい漁業	1月1日から	12月31日まで
		ばいがい漁業	1月1日から	12月31日まで
		わかめ漁業	1月1日から	12月31日まで
		あおのり漁業	1月1日から	12月31日まで
		いわのり漁業	1月1日から	12月31日まで
		えご漁業	1月1日から	12月31日まで
		てんぐさ漁業	1月1日から	12月31日まで
		もずく漁業	1月1日から	12月31日まで
		くろも漁業	1月1日から	12月31日まで
		いぎす漁業	1月1日から	12月31日まで
		あかもく漁業	1月1日から	12月31日まで
		ほんだわら漁業	1月1日から	12月31日まで
		かじめ漁業	1月1日から	12月31日まで
		うみぞうめん漁業	1月1日から	12月31日まで
	うに漁業	1月1日から	12月31日まで	
第2種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から	12月31日まで	
	たこ漁業	1月1日から	12月31日まで	
	えむし漁業	1月1日から	12月31日まで	
第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで	
	雑魚小型定置漁業	1月1日から	12月31日まで	
	雑魚叩き網漁業	3月1日から	11月30日まで	
2 漁場の位置	輪島市御厨島、烏帽子島及び荒三子島地先			
3 漁場の区域	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点第113号 輪島市御厨島地内に設置した標柱</p> <p>ア 基点第113号から35度50分、1,180メートルの点</p> <p>イ 基点第113号から285度30分、655メートルの点</p>			

	ウ 基点第113号から218度20分、730メートルの点 基点第114号 輪島市烏帽子島地内に設置した標柱 エ 基点第114号から177度40分、550メートルの点 基点第115号 輪島市荒三子島地内に設置した標柱 オ 基点第115号から124度50分、550メートルの点 カ 基点第115号から76度30分、565メートルの点 キ 基点第115号から19度40分、460メートルの点
関係地区	輪島市海士町、鳳至町鳳至丁、鳳至町石浦町、鳳至町下町及び鳳至町上町

公示番号	共 第 11 号
------	----------

免 許 の 内 容 と す べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th colspan="2">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="17">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い が い 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ば い が い 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ お の り 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い わ の り 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>く ろ も 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い ぎ す 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ か も く 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ほ ん だ わ ら 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か じ め 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う み ぞ う め ん 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う に 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>た こ 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え む し 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2種共同漁業</td> <td>雑魚刺網漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑魚小型定置漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑魚叩き網漁業</td> <td>3月1日から</td> <td>11月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から	12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から	12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から	12月31日まで	い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで	ば い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から	12月31日まで	あ お の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで	い わ の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から	12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から	12月31日まで	く ろ も 漁 業	1月1日から	12月31日まで	い ぎ す 漁 業	1月1日から	12月31日まで	あ か も く 漁 業	1月1日から	12月31日まで	ほ ん だ わ ら 漁 業	1月1日から	12月31日まで	か じ め 漁 業	1月1日から	12月31日まで	う み ぞ う め ん 漁 業	1月1日から	12月31日まで	う に 漁 業	1月1日から	12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	た こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	え む し 漁 業	1月1日から	12月31日まで	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで	雑魚小型定置漁業	1月1日から	12月31日まで	雑魚叩き網漁業	3月1日から	11月30日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																																																																												
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		さ ざ え 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		か き 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		ば い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		わ か め 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		あ お の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		い わ の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		え ご 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		も ず く 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		く ろ も 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		い ぎ す 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		あ か も く 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		ほ ん だ わ ら 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		か じ め 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
		う み ぞ う め ん 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
	う に 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																												
	な ま こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																												
	た こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																												
	え む し 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																												
	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで																																																																											
雑魚小型定置漁業		1月1日から	12月31日まで																																																																												
雑魚叩き網漁業		3月1日から	11月30日まで																																																																												
2 漁場の位置	輪島市大島及び竜島地先																																																																														
3 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域																																																																														
	基点第117号 輪島市竜島地内に設置した標柱 ア 基点第117号から67度30分、820メートルの点 イ 基点第117号から336度30分、640メートルの点 ウ 基点第117号から296度30分、640メートルの点 エ 基点第117号から251度00分、550メートルの点 基点第116号 輪島市大島地内に設置した標柱																																																																														

	オ 基点第116号から198度40分、550メートルの点 カ 基点第116号から122度30分、640メートルの点 キ 基点第116号から69度00分、550メートルの点
関係地区	輪島市海士町、鳳至町鳳至丁、鳳至町石浦町、鳳至町下町及び鳳至町上町

公示番号	共 第 12 号
------	----------

免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th colspan="2">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い が い 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第2種共同漁業</td> <td>雑魚刺網漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から	12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から	12月31日まで	い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から	12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から	12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																												
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から	12月31日まで																											
		さ ざ え 漁 業	1月1日から	12月31日まで																											
		い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで																											
		わ か め 漁 業	1月1日から	12月31日まで																											
		え ご 漁 業	1月1日から	12月31日まで																											
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から	12月31日まで																											
		な ま こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで																											
第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで																												
2 漁場の位置 珠洲市高屋町沖合（嫁礁）																															
3 漁場の区域 次のアからコまでの各点を順次結んだ線及びコの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 基点第118号 珠洲市高屋町沖合嫁礁に設置した標柱 ア 基点第118号から99度30分、710メートルの点 イ 基点第118号から151度30分、330メートルの点 ウ 基点第118号から205度00分、840メートルの点 エ 基点第118号から208度30分、1,275メートルの点 オ 基点第118号から248度00分、1,290メートルの点 カ 基点第118号から258度00分、1,000メートルの点 キ 基点第118号から296度30分、445メートルの点 ク 基点第118号から341度00分、1,220メートルの点 ケ 基点第118号から4度00分、1,240メートルの点 コ 基点第118号から45度00分、780メートルの点																															
関係地区	輪島市海士町、鳳至町鳳至丁、鳳至町石浦町、鳳至町下町及び鳳至町上町並びに珠洲市高屋町																														

公示番号	共 第 13 号
------	----------

免	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th colspan="2">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い が い 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ば い が い 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ お の り 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い わ の り 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から	12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から	12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から	12月31日まで	い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで	ば い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から	12月31日まで	あ お の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで	い わ の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から	12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																														
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から	12月31日まで																													
		さ ざ え 漁 業	1月1日から	12月31日まで																													
		か き 漁 業	1月1日から	12月31日まで																													
		い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで																													
		ば い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで																													
		わ か め 漁 業	1月1日から	12月31日まで																													
		あ お の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで																													
い わ の り 漁 業		1月1日から	12月31日まで																														
え ご 漁 業		1月1日から	12月31日まで																														

許 の 内 容 を た る べ き 事 項		てんぐさ漁業	1月1日から	12月31日まで	
		もずく漁業	1月1日から	12月31日まで	
		あかもく漁業	1月1日から	12月31日まで	
		ほんだわら漁業	1月1日から	12月31日まで	
		うに漁業	1月1日から	12月31日まで	
		なまこ漁業	1月1日から	12月31日まで	
		たこ漁業	1月1日から	12月31日まで	
		えむし漁業	1月1日から	12月31日まで	
	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで	
		雑魚小型定置漁業	1月1日から	12月31日まで	
		雑魚叩き網漁業	3月1日から	11月30日まで	
		いか・かにかご漁業	5月1日から	6月30日まで	
	2 漁場の位置	珠洲市地先			
	3 漁場の区域	次の基点第88号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第94号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに基点第94号とオ及びカと基点第101号の両直線間において最大高潮時海岸線から1,090メートル以内の区域			
	基点第88号 輪島市と珠洲市との境界に設置した標柱				
	ア 基点第88号から332度20分、1,270メートルの点				
	基点第90号 珠洲市真浦町地内に設置した標柱				
	イ 基点第90号から329度50分、1,090メートルの点				
	基点第92号 珠洲市清水町地内に設置した標柱				
	ウ 基点第92号から334度20分、1,270メートルの点				
	基点第93号 珠洲市片岩町地内に設置した標柱				
	エ 基点第93号から338度50分、1,270メートルの点				
	オ 基点第94号から346度40分の線上最大高潮時海岸線との交点から1,090メートルの点				
	カ 基点第101号から343度30分の線上最大高潮時海岸線との交点から1,090メートルの点				
	基点第101号 珠洲市高屋町と市折戸町との境界に設置した標柱				
関係地区	珠洲市真浦町、仁江町、清水町、片岩町、大谷町、長橋町、馬繰町、石神町、笹波町及び高屋町				

公示番号	共 第 14 号				
免 許 の	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期				
		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
	第1種共同漁業	あわび漁業		1月1日から	12月31日まで
		さざえ漁業		1月1日から	12月31日まで
		かき漁業		1月1日から	12月31日まで
		いがい漁業		1月1日から	12月31日まで
		わかめ漁業		1月1日から	12月31日まで
		あおのり漁業		1月1日から	12月31日まで
		いわのり漁業		1月1日から	12月31日まで
		えご漁業		1月1日から	12月31日まで
		てんぐさ漁業		1月1日から	12月31日まで
もずく漁業			1月1日から	12月31日まで	

内 容 た る べ き 事 項		あ か も く 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		ほ ん だ わ ら 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		な ま こ 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		た こ 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
	第 2 種 共 同 漁 業	雑 魚 刺 網 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		雑 魚 叩 き 網 漁 業	3 月 1 日 から	11 月 30 日 まで
	2 漁場の位置 珠洲市地先			
	3 漁場の区域 次の基点第101号とア及びイと基点第101号の2の両直線間において最大高潮時海岸線から1,090メートル以内の区域 基点第101号 珠洲市高屋町と同市折戸町との境界に設置した標柱 ア 基点第101号から343度30分の線上最大高潮時海岸線との交点から1,090メートルの点 イ 基点第101号の2から353度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から1,090メートルの点 基点第101号の2 珠洲市折戸町と同市川浦町との境界(小平川)に設置した標柱			
関 係 地 区	珠洲市折戸町			

公 示 番 号	共 第 15 号
---------	----------

免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期			
		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
		第 1 種 共 同 漁 業	あ わ び 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
			さ ざ え 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
			か き 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
			い が い 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
			ば い が い 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
			わ か め 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
			あ お の り 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
			い わ の り 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
			え ご 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
			て ん ぐ さ 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
			も ず く 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
			あ か も く 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
			ほ ん だ わ ら 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
			う に 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
		な ま こ 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	
		た こ 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	
		え む し 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	
		第 2 種 共 同 漁 業	雑 魚 刺 網 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
	雑 魚 小 型 定 置 漁 業		1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	
	雑 魚 叩 き 網 漁 業		3 月 1 日 から 11 月 30 日 まで	
	第 3 種 共 同 漁 業	雑 魚 地 び き 網 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	
	2 漁場の位置 珠洲市地先			
	3 漁場の区域			

	<p>次の基点第101号の2とア及びイと基点第107号の両直線間において最大高潮時海岸線から1,090メートル以内の区域</p> <p>基点第101号の2 珠洲市折戸町と同市川浦町との境界 (小平川) に設置した標柱</p> <p>ア 基点第101号の2 から353度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から1,090メートルの点</p> <p>イ 基点第107号から65度00分の線上最大高潮時海岸線との交点から1,090メートルの点</p> <p>基点第107号 珠洲市狼煙町と同市三崎町寺家との境界に設置した標柱</p>
関係地区	珠洲市川浦町及び狼煙町

公示番号	共 第 16 号
------	----------

免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th colspan="2">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="16">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い が い 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ば い が い 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ お の り 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い わ の り 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ か も く 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ほ ん だ わ ら 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か じ め 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う に 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>た こ 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え む し 漁 業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2種共同漁業</td> <td>雑魚刺網漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑魚小型定置漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑魚叩き網漁業</td> <td>3月1日から</td> <td>11月30日まで</td> </tr> <tr> <td>第3種共同漁業</td> <td>雑魚地びき網漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から	12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から	12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から	12月31日まで	い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで	ば い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から	12月31日まで	あ お の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで	い わ の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から	12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から	12月31日まで	あ か も く 漁 業	1月1日から	12月31日まで	ほ ん だ わ ら 漁 業	1月1日から	12月31日まで	か じ め 漁 業	1月1日から	12月31日まで	う に 漁 業	1月1日から	12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	た こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	え む し 漁 業	1月1日から	12月31日まで	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで	雑魚小型定置漁業	1月1日から	12月31日まで	雑魚叩き網漁業	3月1日から	11月30日まで	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から	12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																																																																							
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		さ ざ え 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		か き 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		ば い が い 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		わ か め 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		あ お の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		い わ の り 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		え ご 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		も ず く 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		あ か も く 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		ほ ん だ わ ら 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		か じ め 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		う に 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
		な ま こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																						
	た こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																							
え む し 漁 業	1月1日から	12月31日まで																																																																								
第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで																																																																							
	雑魚小型定置漁業	1月1日から	12月31日まで																																																																							
	雑魚叩き網漁業	3月1日から	11月30日まで																																																																							
第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から	12月31日まで																																																																							
2 漁場の位置	珠洲市地先																																																																									
3 漁場の区域	<p>次の基点第107号、ア、イ、ウ及び基点第61号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点第107号 珠洲市狼煙町と同市三崎町寺家との境界に設置した標柱</p> <p>ア 基点第107号から65度00分、1,800メートルの点</p> <p>基点第64号 珠洲市三崎町寺家地内に設置した標柱</p> <p>イ 基点第64号から77度16分、1,800メートルの点</p> <p>ウ 基点第61号から58度00分、1,450メートルの点</p> <p>基点第61号 珠洲市三崎町森腰と同町宇治との境界に設置した標柱</p>																																																																									
関係地区	珠洲市三崎町寺家、三崎町粟津及び三崎町森腰																																																																									

公 示 番 号	共 第 17 号		
免 許 の 内 容 と す る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第 1 種共同漁業	あ わ び 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		さ ざ え 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		か き 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		ば い が い 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		わ か め 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		あ お の り 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		い わ の り 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		え ご 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		て ん ぐ さ 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		も ず く 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		あ か も く 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		ほ ん だ わ ら 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		う に 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		な ま こ 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	た こ 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
	え む し 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
第 2 種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
第 3 種共同漁業	雑 魚 地 び き 網 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
2 漁場の位置	珠洲市地先		
3 漁場の区域	次の基点第61号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第45号の各点を順次結んだ線と		
	最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	基点第61号 珠洲市三崎町森腰と同町宇治との境界に設置した標柱		
	ア 基点第61号から58度00分、1,450メートルの点		
	基点第58号 珠洲市三崎町高波地内に設置した標柱		
	イ 基点第58号から65度00分、1,300メートルの点		
	基点第57号 珠洲市三崎町高波と同町伏見との境界に設置した標柱		
	ウ 基点第57号から88度00分、1,300メートルの点		
	基点第55号 珠洲市三崎町小泊地内に設置した標柱		
	エ 基点第55号から171度00分、910メートルの点		
	基点第52号 珠洲市三崎町小泊と同町雲津との境界に設置した標柱		
	オ 基点第52号から171度00分、910メートルの点		
	基点第47号 珠洲市蛸島町と市正院町川尻との境界に設置した標柱		
	カ 基点第47号から184度30分、1,240メートルの点		
	キ 基点第45号から163度00分、2,350メートルの点		
	基点第45号 珠洲市正院町正院と市熊谷町との境界に設置した標柱		
関 係 地 区	珠洲市三崎町宇治、三崎町引砂、三崎町高波、三崎町伏見、三崎町小泊、三崎町雲津、蛸島町、正院町川尻及び正院町正院		



公 示 番 号	共 第 18 号																																										
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ば い が い 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い ぎ す 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ か も く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ほ ん だ わ ら 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う に 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>た こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2種共同漁業</td> <td>雑 魚 刺 網 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑 魚 小 型 定 置 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑 魚 叩 き 網 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第3種共同漁業</td> <td>雑 魚 地 び き 網 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで	ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	い ぎ す 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ か も く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	ほ ん だ わ ら 漁 業	1月1日から 12月31日まで	う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第2種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで	雑 魚 叩 き 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第3種共同漁業	雑 魚 地 び き 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																																								
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																								
		さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																								
		か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																								
		ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																								
		わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																								
		え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																								
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																								
		も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																								
		い ぎ す 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																								
		あ か も く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																								
		ほ ん だ わ ら 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																								
		う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																								
な ま こ 漁 業		1月1日から 12月31日まで																																									
た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																										
第2種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																									
	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																									
	雑 魚 叩 き 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																									
第3種共同漁業	雑 魚 地 び き 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																									
2 漁場の位置	珠洲市地先																																										
3 漁場の区域	次の基点第45号、ア、イ及び基点第41号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第45号 珠洲市正院町正院と同市熊谷町との境界に設置した標柱 ア 基点第45号から163度00分、2,350メートルの点 イ 基点第41号から93度00分、2,700メートルの点 基点第41号 珠洲市上戸町南方と同市宝立町春日野との境界に設置した標柱																																										
漁業権の制限又は条件	飯田港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。																																										
関係地区	珠洲市熊谷町、野々江町、飯田町、上戸町北方、上戸町寺社及び上戸町南方																																										

公 示 番 号	共 第 19 号																										
免 許 の 内 容	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ば い が い 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い ぎ す 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ か も く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ほ ん だ わ ら 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで	ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	い ぎ す 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ か も く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	ほ ん だ わ ら 漁 業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																								
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																								
		さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																								
		か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで																								
		ば い が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで																								
		わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで																								
		え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで																								
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																								
		も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																								
		い ぎ す 漁 業	1月1日から 12月31日まで																								
		あ か も く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																								
ほ ん だ わ ら 漁 業		1月1日から 12月31日まで																									

容 た る べ き 事 項		う に 漁 業	1月1日から	12月31日まで
		な ま こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで
		た こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで
		え む し 漁 業	1月1日から	12月31日まで
	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで
		雑魚小型定置漁業	1月1日から	12月31日まで
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から	12月31日まで
2	漁場の位置 珠洲市地先			
3	漁場の区域 次の基点第41号、ア、イ、ウ、エ及び基点第30号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第41号 珠洲市上戸町南方と同市宝立町春日野との境界に設置した標柱 ア 基点第41号から93度00分、2,700メートルの点 基点第39号 珠洲市宝立町鶴飼と同町鶴島との境界に設置した標柱 イ 基点第39号から90度00分、3,450メートルの点 ウ 基点第39号から118度00分、2,900メートルの点 エ 基点第30号から96度30分、3,250メートルの点 基点第30号 珠洲市と鳳珠郡能登町との境界に設置した標柱			
関係地区	珠洲市宝立町鶴飼、宝立町春日野、宝立町鶴島、宝立町南黒丸及び宝立町宗玄			

公示番号	共 第 20 号				
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期				
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から	12月31日まで	
		さ ざ え 漁 業	1月1日から	12月31日まで	
		え ご 漁 業	1月1日から	12月31日まで	
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	
		も ず く 漁 業	1月1日から	12月31日まで	
		い ぎ す 漁 業	1月1日から	12月31日まで	
		あ か も く 漁 業	1月1日から	12月31日まで	
		う に 漁 業	1月1日から	12月31日まで	
		な ま こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	
		た こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで	
	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで	
		雑魚小型定置漁業	1月1日から	12月31日まで	
	第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から	12月31日まで	
	2	漁場の位置 鳳珠郡能登町地先			
	3	漁場の区域 次の基点第30号、ア、イ、ウ、エ及び基点第19号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第30号 珠洲市と鳳珠郡能登町との境界に設置した標柱 ア 基点第30号から96度30分、3,250メートルの点 基点第29号 鳳珠郡能登町字布浦地内に設置した標柱 イ 基点第29号から66度00分、900メートルの点			

	基点第24号 鳳珠郡能登町字白丸地内に設置した標柱 ウ 基点第24号から104度00分、900メートルの点 エ 基点第19号から148度00分、900メートルの点 基点第19号 鳳珠郡能登町字新保と同町字越坂との境界に設置した標柱
関係地区	鳳珠郡能登町字恋路、字松波、字布浦、字九里川尻、字四方山、字立壁、字白丸、字内浦長尾及び字新保

公示番号	共 第 21 号																									
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ か も く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う に 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>た こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種共同漁業</td> <td>雑魚刺網漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑魚小型定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ か も く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から 12月31日まで	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																							
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																							
		さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																							
		え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで																							
		も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																							
		あ か も く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																							
		う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで																							
		な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																							
た こ 漁 業		1月1日から 12月31日まで																								
第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から 12月31日まで																								
	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで																								
2 漁場の位置 鳳珠郡能登町地先																										
3 漁場の区域 次の基点第19号、ア、イ、ウ及び基点第10号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第19号 鳳珠郡能登町字新保と同町字越坂との境界に設置した標柱 ア 基点第19号から148度00分、900メートルの点 基点第14号 鳳珠郡能登町字小木地内に設置した標柱 イ 基点第14号から148度00分、900メートルの点 ウ 基点第10号から157度00分、900メートルの点 基点第10号 鳳珠郡能登町字小木と同町字姫との境界に設置した標柱																										
漁業権の制限又は条件	小木港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。																									
関係地区	鳳珠郡能登町字越坂、字市之瀬及び字小木																									

公示番号	共 第 22 号																								
免許の内容	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い ぎ す 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う に 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	い ぎ す 漁 業	1月1日から 12月31日まで	う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																						
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
い ぎ す 漁 業		1月1日から 12月31日まで																							
う に 漁 業		1月1日から 12月31日まで																							
な ま こ 漁 業		1月1日から 12月31日まで																							

容 た る べ き 事 項		た こ 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
		え む し 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
	第 2 種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
		雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町地先			
3 漁場の区域	次の基点第 10 号、ア、イ、基点第 9 号、基点第 8 号及び基点第 7 号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	基点第 10 号 鳳珠郡能登町字小木と同町字姫との境界に設置した標柱			
	ア 基点第 10 号から 157 度 00 分、900 メートルの点			
	イ 基点第 9 号から 157 度 00 分、550 メートルの点			
	基点第 9 号 鳳珠郡能登町字姫地内に設置した標柱			
	基点第 8 号 鳳珠郡能登町字姫地内に設置した標柱			
	基点第 7 号 鳳珠郡能登町字姫地内に設置した標柱			
関 係 地 区	鳳珠郡能登町字姫			

公 示 番 号 共 第 23 号

免 許 の 内 容 た る べ き 事	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期			
		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
		第 1 種共同漁業	あ わ び 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
			さ ざ え 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
			か き 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
			わ か め 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
			え ご 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
			て ん ぐ さ 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
			も ず く 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
			い ぎ す 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
			う に 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
			な ま こ 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
			た こ 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
			え む し 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		第 2 種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
			雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町地先			
	3 漁場の区域	次の基点第 7 号、基点第 8 号、基点第 9 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第 31 号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
		基点第 7 号 鳳珠郡能登町字姫地内に設置した標柱		
		基点第 8 号 鳳珠郡能登町字姫地内に設置した標柱		
	基点第 9 号 鳳珠郡能登町字姫地内に設置した標柱			
	ア 基点第 9 号から 157 度 00 分、550 メートルの点			
	基点第 6 号 鳳珠郡能登町字真脇と同町字小浦との境界に設置した標柱			
	イ 基点第 6 号から 157 度 00 分、650 メートルの点			
	基点第 4 号 鳳珠郡能登町字小浦と同町字羽根との境界に設置した標柱			
	ウ 基点第 4 号から 157 度 00 分、1,050 メートルの点			

項	基点第58号 鳳珠郡能登町字羽根と同町字宇出津との境界に設置した標柱 工 基点第58号から157度00分、1,600メートルの点 基点第53号 鳳珠郡能登町字宇出津と同町字藤波との境界に設置した標柱 才 基点第53号から168度00分、900メートルの点 基点第44号 鳳珠郡能登町字波並と同町字矢波との境界に設置した標柱 力 基点第44号から134度00分、940メートルの点 基点第36号 鳳珠郡能登町字七見と同町字鶴川との境界に設置した標柱 キ 基点第36号から125度30分、680メートルの点 ク 基点第31号から144度00分、1,070メートルの点 基点第31号 鳳珠郡能登町と同郡穴水町との境界に設置した標柱
漁業権の制限又は条件	宇出津港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。
関係地区	鳳珠郡能登町字真脇、字小浦、字羽根、字宇出津、字藤波、字波並、字矢波、字七見及び字鶴川

公示番号	共 第 24 号																													
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ お の り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い ぎ す 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う に 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種共同漁業</td> <td>雑 魚 刺 網 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑 魚 小 型 定 置 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ お の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	い ぎ す 漁 業	1月1日から 12月31日まで	う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第2種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																											
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		あ お の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		い ぎ す 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
第2種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで																												
	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで																												
2 漁場の位置																														
鳳珠郡穴水町地先																														
3 漁場の区域																														
次の基点第31号、ア、イ、ウ及び基点第22号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域																														
基点第31号 鳳珠郡能登町と同郡穴水町との境界に設置した標柱																														
ア 基点第31号から144度00分、1,070メートルの点																														
基点第26号 鳳珠郡穴水町字前波地内に設置した標柱																														
イ 基点第26号から124度00分、870メートルの点																														
ウ 基点第22号から115度30分、1,650メートルの点																														
基点第22号 鳳珠郡穴水町字沖波と同町字甲との境界に設置した標柱																														
関係地区	鳳珠郡穴水町字竹太、字古君、字宇加川、字前波及び字沖波																													

公示番号	共 第 25 号						
	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで					

免 許 の 内 容 た る べ き 事 項		さ ざ え 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
		か き 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
		あ こ や が い 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
		わ か め 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
		え ご 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
		て ん ぐ さ 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
		も ず く 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
		い ぎ す 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
		う に 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
		な ま こ 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
		た こ 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
		え む し 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
		第 2 種 共同 漁 業		
			雑 魚 刺 網 漁 業	1 月 1 日から
		雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1 月 1 日から	12 月 31 日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町地先			
	3 漁場の区域 次の基点第22号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点第106号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第22号 鳳珠郡穴水町字沖波と同町字甲との境界に設置した標柱 ア 基点第22号から115度30分、1,650メートルの点 基点第18号 鳳珠郡穴水町字甲地内に設置した標柱 イ 基点第18号から100度30分、580メートルの点 基点第17号 鳳珠郡穴水町字曾良地内に設置した標柱 ウ 基点第17号から105度00分、570メートルの点 基点第16号 鳳珠郡穴水町字曾良地内に設置した標柱 エ 基点第16号から148度10分、625メートルの点 基点第10号 鳳珠郡穴水町字曾良地内に設置した標柱 オ 基点第10号から190度40分、625メートルの点 基点第4号 鳳珠郡穴水町字鹿波地内に設置した標柱 カ 基点第4号から183度00分、620メートルの点 基点第1号 鳳珠郡穴水町字岩車地内に設置した標柱 キ 基点第1号から183度00分、1,280メートルの点 基点第134号 鳳珠郡穴水町字岩車地内に設置した標柱 ク 基点第134号から183度00分、710メートルの点 基点第120号 鳳珠郡穴水町字新崎地内に設置した標柱 ケ 基点第120号から120度00分、1,850メートルの点 基点第108号 鳳珠郡穴水町字曾福地内に設置した標柱 コ 基点第108号から98度30分、2,110メートルの点 サ 鯖瀬最高 基点第106号 鳳珠郡穴水町と七尾市との境界に設置した標柱			
	漁業権の制限又は条件	穴水港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。		
	関係地区	鳳珠郡穴水町字甲、字曾良、字鹿波、字岩車、字川尻、字比良、字中居、字中居南、字麦ヶ浦、字内浦、字川島、字大町、字鶴島、字乙ヶ崎、字新崎、字志ヶ浦、字根木、字鹿島及び字曾福		

公 示 番 号	共 第 26 号															
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁 業 の 名 称</th> <th>漁 業 の 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 種共同漁業</td> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 種共同漁業</td> <td>雑 魚 刺 網 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑 魚 小 型 定 置 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期	第 1 種共同漁業	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第 2 種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期													
	第 1 種共同漁業	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで													
		も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで													
		な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで													
	第 2 種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで													
		雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで													
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町及び七尾市地先															
	3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点第49号 七尾市能登島鰯目町地内に設置した標柱 ア 基点第49号から14度47分、3,091メートルの点 イ 基点第49号から27度25分、4,182メートルの点 基点第46号 七尾市能登島鰯目町地内に設置した標柱 ウ 基点第46号から52度07分、3,728メートルの点 エ 基点第46号から52度07分、2,455メートルの点															
関 係 地 区	鳳珠郡穴水町字沖波、字甲、字首良及び字鹿波並びに七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰯目町															

公 示 番 号	共 第 27 号																									
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁 業 の 名 称</th> <th>漁 業 の 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第 1 種共同漁業</td> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ さ り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ こ や が い 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>た こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 2 種共同漁業</td> <td>雑 魚 刺 網 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑 魚 小 型 定 置 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑 魚 簀 建 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期	第 1 種共同漁業	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ さ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ こ や が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第 2 種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで	雑 魚 簀 建 漁 業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期																							
	第 1 種共同漁業	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																							
		あ さ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																							
		あ こ や が い 漁 業	1月1日から 12月31日まで																							
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																							
		も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																							
		な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																							
		た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																							
第 2 種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで																								
	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで																								
	雑 魚 簀 建 漁 業	1月1日から 12月31日まで																								
2 漁場の位置 七尾市地先																										
3 漁場の区域 次の基点第106号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第64号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第106号 鳳珠郡穴水町と七尾市との境界に設置した標柱 ア 鯖瀬最高 イ 細瀬最高 ウ サラサラ瀬最高 エ コシャクリ最高 オ 大岩グリ最高 カ 猿島最高 キ 猿島最高から179度00分、590メートルの点																										

	基点第95号 七尾市中島町長浦と同町瀬嵐との境界に設置した標柱 ク 基点第95号から112度00分、1,900メートルの点 基点第61号 七尾市和倉町地内に設置した標柱 ケ 基点第61号から353度00分、1,400メートルの点 コ 基点第64号から机島中央を見通した線上机島から910メートルの点 基点第64号 七尾市奥原町地内に設置した標柱
関係地区	七尾市中島町外、中島町小牧、中島町深浦、中島町長浦、中島町瀬嵐、中島町中島、中島町浜田、中島町河崎、中島町奥吉田、中島町筆染、中島町笠師、中島町塩津、大津町、深見町、白浜町、田鶴浜町、川尻町、舟尾町及び奥原町

公示番号	共 第 28 号
------	----------

免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ さ り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>た こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え む し 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種共同漁業</td> <td>雑魚刺網漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑魚叩き網漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ さ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え む し 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から 12月31日まで	雑魚叩き網漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																									
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
		さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
		あ さ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
		え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
		も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
		な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
		た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
		え む し 漁 業	1月1日から 12月31日まで																									
	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から 12月31日まで																									
		雑魚叩き網漁業	1月1日から 12月31日まで																									
	2 漁場の位置 七尾市地先																											
3 漁場の区域 次の基点第64号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及び基点第42号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第64号 七尾市奥原町地内に設置した標柱 ア 基点第64号から机島中央を見通した線上机島から910メートルの点 基点第61号 七尾市和倉町地内に設置した標柱 イ 基点第61号から353度00分、1,400メートルの点 ウ サメグリ最高 エ 横グリ最高 オ 長者グリ最高 カ 上ツグリ最高 キ 下ツグリ最高 ク 中グリ最高 ケ イキチグリ最高 コ 下サイカチ最高 サ 長者グリ東端 シ 御膳ダシ最高 ス ススキグリ最高 セ 基点第42号から0度00分、950メートルの点 基点第42号 七尾市三室町と市鶴浦町との境界に設置した標柱																												
漁業権の制限又は条件	七尾港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。																											



関係地区	七尾市奥原町、和倉町、石崎町、祖浜町、新保町、松百町、津向町、矢田町、矢田新町、大田町及び三室町
------	--

公示番号	共 第 29 号																													
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																													
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">漁業の種類</th> <th style="width: 40%;">漁業の名称</th> <th style="width: 40%;">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う に 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>た こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種共同漁業</td> <td>雑魚刺網漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑魚小型定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から 12月31日まで	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																											
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
		た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																											
	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から 12月31日まで																											
		雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで																											
2 漁場の位置 七尾市地先																														
3 漁場の区域 次の基点第3号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第43号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第3号 七尾市能登島向田町と同市能登島祖母ヶ浦町との境界に設置した標柱 ア 基点第3号から353度00分、3,100メートルの点 基点第50号 七尾市能登島祖母ヶ浦町と同市能登島鯺目町との境界に設置した標柱 イ 基点第50号から318度00分、1,091メートルの点 ウ 基点第50号から48度00分、1,746メートルの点 基点第45号 七尾市能登島鯺目町地内に設置した標柱 エ 基点第45号から83度00分、1,818メートルの点 オ 基点第43号から103度05分、2,275メートルの点 基点第43号 七尾市能登島小浦町と同市能登島長崎町との境界に設置した標柱																														
関係地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町、能登島鯺目町、能登島長崎町及び能登島小浦町																													

公示番号	共 第 30 号																								
免 許 の 内 容	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">漁業の種類</th> <th style="width: 40%;">漁業の名称</th> <th style="width: 40%;">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>は ま ぐ り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う に 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで	は ま ぐ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																						
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		は ま ぐ り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						
		な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																						

容 た る べ き 事 項		た こ 漁 業	1月1日から	12月31日まで
	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで
		雑魚小型定置漁業	1月1日から	12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市地先			
3 漁場の区域	次の基点第43号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第38号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	基点第43号 七尾市能登島小浦町と市能登島長崎町との境界に設置した標柱			
	ア 基点43号から103度05分、2,275メートルの点			
	基点第37号 七尾市鶴浦町地内に設置した標柱			
	イ 基点第37号から63度00分、1,940メートルの点			
	ウ 基点第37号から48度00分、1,120メートルの点			
	基点第42号 七尾市三室町と市鶴浦町との境界に設置した標柱			
	エ 基点第42号から0度00分、950メートルの点			
	オ 基点第38号から151度30分の線上のススキグリ最高			
	基点第38号 七尾市能登島二穴町と市能登島日出ヶ島町との境界に設置した標柱			
漁業権の制限又は条件	七尾港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。			
関係地区	七尾市能登島野崎町及び能登島日出ヶ島町			

公 示 番 号	共 第 31 号				
免 許 の 内 容	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期				
	第1種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
		あ わ び 漁 業		1月1日から	12月31日まで
		さ ざ え 漁 業		1月1日から	12月31日まで
		か き 漁 業		1月1日から	12月31日まで
		あ さ り 漁 業		1月1日から	12月31日まで
		は ま ぐ り 漁 業		1月1日から	12月31日まで
		うちむらさきがい漁業		1月1日から	12月31日まで
		わ か め 漁 業		1月1日から	12月31日まで
		え ご 漁 業		1月1日から	12月31日まで
		て ん ぐ さ 漁 業		1月1日から	12月31日まで
		も ず く 漁 業		1月1日から	12月31日まで
		う に 漁 業		1月1日から	12月31日まで
		な ま こ 漁 業		1月1日から	12月31日まで
		た こ 漁 業		1月1日から	12月31日まで
え む し 漁 業		1月1日から	12月31日まで		
第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から	12月31日まで		
2 漁場の位置 七尾市地先					
3 漁場の区域	次の基点第38号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ及び基点第3号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域				
	基点第38号 七尾市能登島二穴町と能登島日出ヶ島町との境界に設置した標柱				
	ア 基点第38号から151度30分の線上スズキグリ最高				
	イ 御膳ダシ最高				

<p>た る べ き 事 項</p>	<p>ウ 長者グリ東端 エ 下サイカチ最高 オ イキチグリ最高 カ 中グリ最高 基点第26号 七尾市能登島須曾町地内に設置した標柱 キ 基点第26号から七尾市大田町と同市三室町との境界（基点第52号）を見通した線と 中グリ最高、下ツグリ最高を結んだ線との交点 ク 下ツグリ最高 ケ 上ツグリ最高 コ 長者グリ最高 サ 横グリ最高 基点第20号 七尾市能登島半浦町地内に設置した標柱 シ 基点第20号から七尾市石崎町地内に設置した標柱（基点第59号）を見通した線と横 グリ最高、サメグリ最高を結んだ線との交点 ス サメグリ最高 セ 猿島最高から179度00分、590メートルの点 ソ 猿島最高 タ 大岩グリ最高 チ コシャグリ最高 ツ サラサラ瀬最高 テ 細瀬最高 ト 鯖瀬最高 基点第 8 号 七尾市能登島久木町と同市能登島閨町との境界に設置した標柱 ナ 基点第 8 号から358度30分、1,820メートルの点 基点第 7 号 七尾市能登島閨町と同市能登島無関町との境界に設置した標柱 ニ 基点第 7 号から29度00分、1,270メートルの点 基点第 5 号 七尾市能登島無関町と同市能登島南町との境界に設置した標柱 ヌ 基点第 5 号から 1 度00分、1,270メートルの点 基点第 1 号 七尾市能登島曲町と同市能登島向田町との境界に設置した標柱 ネ 基点第 1 号から348度30分、3,140メートルの点 ノ 基点第 3 号から353度00分、3,100メートルの点 基点第 3 号 七尾市能登島向田町と同市能登島祖母ヶ浦町との境界に設置した標柱</p>
--	--

<p>漁業権の制限又は条件</p>	<p>七尾港水域施設内で第 2 種共同漁業を操業してはならない。</p>
<p>関係地区</p>	<p>七尾市能登島二穴町、能登島久美町、能登島佐波町、能登島須曾町、能登島半浦町、能登島通町、能登島田尻町、能登島久木町、能登島百万石町、能登島閨町、能登島無関町、能登島南町、能登島曲町及び能登島向田町</p>

<p>公 示 番 号</p>	<p>共 第 32 号</p>						
<p>免 許 の 内 容</p>	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">漁業の種類</th> <th style="width: 33%;">漁業の名称</th> <th style="width: 34%;">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 種共同漁業</td> <td>雑魚小型定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 七尾市地先</p> <p>3 漁場の区域 次の基点第38号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第26号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第38号 七尾市能登島二穴町と同市能登島日出ヶ島町との境界に設置した標柱</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期					
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで					

た る べ き 事 項	<p>ア 基点第38号から151度30分の線上のスズキグリ最高</p> <p>イ 御膳ダシ最高</p> <p>ウ 長者グリ東端</p> <p>エ 下サイカチ最高</p> <p>オ イキチグリ最高</p> <p>カ 中グリ最高</p> <p>キ 基点第26号から七尾市大田町と同市三室町との境界（基点第52号）を見通した線と中グリ最高、下ツクリ最高を結んだ線との交点</p> <p>基点第26号 七尾市能登島須曾町地内に設置した標柱</p>
漁業権の制限又は条件	七尾港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。
関係地区	七尾市能登島二穴町、能登島久美町、能登島佐波町及び能登島須曾町

公 示 番 号	共 第 33 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">漁業の種類</th> <th style="width: 33%;">漁業の名称</th> <th style="width: 34%;">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種共同漁業</td> <td>雑魚小型定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 七尾市地先</p> <p>3 漁場の区域 次の基点第20号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及び基点第3号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点第20号 七尾市能登島半浦町地内に設置した標柱</p> <p>ア 基点第20号から七尾市石崎町地内（基点第59号）を見通した線と横グリ最高、サメグリ最高を結んだ線との交点</p> <p>イ サメグリ最高</p> <p>ウ 猿島最高から179度00分、590メートルの点</p> <p>エ 猿島最高</p> <p>オ 大岩グリ最高</p> <p>カ コシャグリ最高</p> <p>キ サラサラ瀬最高</p> <p>ク 細瀬最高</p> <p>ケ 鯖瀬最高</p> <p>基点第8号 七尾市能登島久木町と同市能登島閨町との境界に設置した標柱</p> <p>コ 基点第8号から358度30分、1,820メートルの点</p> <p>基点第7号 七尾市能登島閨町と同市能登島無関町との境界に設置した標柱</p> <p>サ 基点第7号から29度00分、1,270メートルの点</p> <p>基点第5号 七尾市能登島無関町と同市能登島南町との境界に設置した標柱</p> <p>シ 基点第5号から1度00分、1,270メートルの点</p> <p>基点第1号 七尾市能登島曲町と同市能登島向田町との境界に設置した標柱</p> <p>ス 基点第1号から348度30分、3,140メートルの点</p> <p>セ 基点第3号から353度00分、3,100メートルの点</p> <p>基点第3号 七尾市能登島向田町と同市能登島祖母ヶ浦町との境界に設置した標柱</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期					
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで					
関係地区	七尾市能登島半浦町、能登島通町、能登島田尻町、能登島久木町、能登島百万石町、能登島閨町、能登島無関町、能登島南町、能登島曲町及び能登島向田町						

公 示 番 号	共 第 34 号																																					
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ お の り 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え ご 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>い ぎ す 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あ か も く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う に 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>な ま こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>た こ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>え む し 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種共同漁業</td> <td>雑 魚 刺 網 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑 魚 小 型 定 置 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ お の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	い ぎ す 漁 業	1月1日から 12月31日まで	あ か も く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで	な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	た こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	え む し 漁 業	1月1日から 12月31日まで	第2種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																																			
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																			
		さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																			
		か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																			
		わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																			
		あ お の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																			
		え ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																			
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																			
		も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																			
		い ぎ す 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																			
		あ か も く 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																			
		う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																			
		な ま こ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																			
た こ 漁 業		1月1日から 12月31日まで																																				
え む し 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																					
第2種共同漁業	雑 魚 刺 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																				
	雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで																																				
2 漁場の位置 七尾市地先																																						
3 漁場の区域 次の基点第42号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第12号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第42号 七尾市三室町と市鶴浦町との境界に設置した標柱 ア 基点第42号から0度00分、950メートルの点 基点第37号 七尾市鶴浦町地内に設置した標柱 イ 基点第37号から48度00分、1,120メートルの点 基点第30号 七尾市鶴浦町と市大野木町との境界に設置した標柱 ウ 基点第30号から83度00分、2,730メートルの点 基点第22号 七尾市江泊町地内に設置した標柱 エ 基点第22号から83度00分、910メートルの点 オ 基点第12号から83度00分、1,100メートルの点 基点第12号 七尾市佐々波町地内に設置した標柱																																						
漁業権の制限又は条件	七尾港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。																																					
関係地区	七尾市鶴浦町、大野木町、江泊町及び庵町																																					

公 示 番 号	共 第 35 号																		
免 許 の 内 容	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1種共同漁業</td> <td>あ わ び 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さ ざ え 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か き 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わ か め 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>て ん ぐ さ 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>も ず く 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>う に 漁 業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで	さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで	か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで	わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで	て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	も ず く 漁 業	1月1日から 12月31日まで	う に 漁 業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																
	第1種共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで																
		さ ざ え 漁 業	1月1日から 12月31日まで																
		か き 漁 業	1月1日から 12月31日まで																
		わ か め 漁 業	1月1日から 12月31日まで																
		て ん ぐ さ 漁 業	1月1日から 12月31日まで																
も ず く 漁 業		1月1日から 12月31日まで																	
う に 漁 業		1月1日から 12月31日まで																	

容 た る べ き 事 項		な ま こ 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		た こ 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
	第 2 種 共 同 漁 業	雑 魚 刺 網 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
	2 漁場の位置 七尾市地先			
3 漁場の区域	次の基点第12号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第12号 七尾市佐々波町地内に設置した標柱 ア 基点第12号から83度00分、1,110メートルの点 イ 基点第8号から83度00分、920メートルの点 基点第8号 七尾市佐々波町地内に設置した標柱			
関 係 地 区	七尾市佐々波町			

公 示 番 号	共 第 36 号			
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期			
		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第 1 種 共 同 漁 業	あ わ び 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		さ ざ え 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		か き 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		わ か め 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		あ お の り 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		え ご 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		て ん ぐ さ 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		も ず く 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		い ぎ す 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		あ か も く 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		う に 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		な ま こ 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		た こ 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
	え む し 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで	
	第 2 種 共 同 漁 業	雑 魚 刺 網 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
		雑 魚 小 型 定 置 漁 業	1 月 1 日 から	12 月 31 日 まで
	2 漁場の位置 七尾市地先			
	3 漁場の区域	次の基点第8号、ア、イ、ウ、エ及び基点第1号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第8号 七尾市佐々波町地内に設置した標柱 ア 基点第8号から83度00分、920メートルの点 基点第4号 七尾市大泊町地内に設置した標柱 イ 基点第4号から83度00分、920メートルの点 ウ エ点から128度00分、725メートルの点 エ 基点第1号から81度30分、200メートルの点 (基点第1号から見た仏島の左端) 基点第1号 石川県と富山県との境界に設置した標柱		
関 係 地 区	七尾市黒崎町、東浜町及び大泊町			

公 示 番 号	共 第 37 号																			
免 許 の 内 容 たる べき 事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1種共同漁業</td> <td>さざえ漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わかめ漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>えご漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あかもく漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>たこ漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種共同漁業</td> <td>雑魚刺網漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>雑魚小型定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	えご漁業	1月1日から 12月31日まで	あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から 12月31日まで	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																	
	第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで																	
		わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで																	
		えご漁業	1月1日から 12月31日まで																	
		あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで																	
		たこ漁業	1月1日から 12月31日まで																	
	第2種共同漁業	雑魚刺網漁業	1月1日から 12月31日まで																	
		雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで																	
2 漁場の位置 七尾市大泊町、富山県氷見市脇地先																				
3 漁場の区域 次の基点第1号、ア、イ、ウ及び基点第1号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第1号 石川県と富山県との境界に設置した標柱 ア 基点第1号から81度30分、200メートルの点 (基点第1号から見た仏島の左端) イ ア点から128度00分、725メートルの点 ウ 基点第1号から128度00分、910メートルの点																				
関係地区	七尾市黒崎町、東浜町及び大泊町並びに富山県氷見市姿、中田、中波及び脇																			

公 示 番 号	区 第 1 号						
免 許 の 内 容 たる べき 事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から 翌年 5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 5月31日まで				
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町福浦港地先						
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度04分28秒9、東経136度42分44秒1の点 イ 北緯37度04分30秒8、東経136度42分38秒5の点 ウ 北緯37度04分54秒9、東経136度42分50秒7の点 エ 北緯37度04分53秒0、東経136度42分56秒0の点						
	地元地区	羽咋郡志賀町福浦港					

公 示 番 号	区 第 2 号						
免 許 の 内 容 たる べき 事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から 翌年 5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 5月31日まで				
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町福浦港地先						
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分17秒2、東経136度43分05秒6の点 イ 北緯37度05分19秒0、東経136度43分00秒1の点						

	ウ 北緯37度05分34秒 1、東経136度43分07秒 7 の点 エ 北緯37度05分32秒2、東経136度43分13秒3の点
地 元 地 区	羽咋郡志賀町福浦港

公 示 番 号	区 第 3 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から 翌年 5月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 5月31日まで				
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町富来生神地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分57秒 0、東経136度43分10秒 2 の点 イ 北緯37度05分56秒 3、東経136度43分02秒 2 の点 ウ 北緯37度06分15秒 6、東経136度42分59秒 5 の点 エ 北緯37度06分16秒 3、東経136度43分07秒 6 の点							
地 元 地 区	羽咋郡志賀町富来牛下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、中浜、相神及び酒見						

公 示 番 号	区 第 4 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から 翌年 5月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 5月31日まで				
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町富来領家町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分37秒 2、東経136度43分10秒 4 の点 イ 北緯37度07分38秒 1、東経136度43分02秒 4 の点 ウ 北緯37度07分57秒 5、東経136度43分05秒 8 の点 エ 北緯37度07分56秒 6、東経136度43分13秒 6 の点							
地 元 地 区	羽咋郡志賀町富来牛下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、中浜、相神及び酒見						

公 示 番 号	区 第 5 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から 翌年 5月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 5月31日まで				
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町酒見地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分12秒 8、東経136度42分48秒 3 の点 イ 北緯37度08分05秒 6、東経136度42分46秒 1 の点							



	ウ 北緯37度08分22秒0、東経136度42分16秒9の点 エ 北緯37度08分27秒4、東経136度42分21秒2の点
地 元 地 区	羽咋郡志賀町富来牛下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、中浜、相神及び酒見

公 示 番 号	区 第 6 号					
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風戸地先					
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分30秒8、東経136度41分58秒4の点 イ 北緯37度08分22秒5、東経136度41分53秒5の点 ウ 北緯37度08分20秒4、東経136度41分59秒9の点 エ 北緯37度08分28秒6、東経136度42分05秒3の点					
地 元 地 区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜					

公 示 番 号	区 第 7 号					
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風無地先					
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分58秒7、東経136度42分18秒1の点 イ 北緯37度07分43秒3、東経136度42分29秒7の点 ウ 北緯37度07分30秒4、東経136度42分03秒1の点 エ 北緯37度07分45秒6、東経136度41分50秒7の点					
地 元 地 区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜					

公 示 番 号	区 第 8 号					
免許の内容たるべき	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から 翌年 4月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 4月30日まで				
	2 漁場の位置 珠洲市狼煙町地先					
	3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度31分15秒0、東経137度20分18秒9の点					

事項	イ 北緯37度31分25秒3、東経137度20分27秒8の点 ウ 北緯37度31分25秒7、東経137度20分37秒0の点 エ 北緯37度31分17秒9、東経137度20分48秒0の点 オ 北緯37度31分05秒9、東経137度20分33秒8の点
地元地区	珠洲市狼煙町

公示番号	区 第 9 号					
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から 翌年 4月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 4月30日まで				
	2 漁場の位置 珠洲市三崎町寺家地先					
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度29分34秒1、東経137度21分31秒9の点 イ 北緯37度29分29秒1、東経137度21分47秒0の点 ウ 北緯37度29分11秒0、東経137度21分37秒8の点 エ 北緯37度29分16秒1、東経137度21分22秒7の点					
地元地区	珠洲市三崎町寺家、三崎町粟津及び三崎町森腰					

公示番号	区 第 10 号					
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から 翌年 5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 5月31日まで				
	2 漁場の位置 珠洲市上戸町寺社地先					
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度25分41秒2、東経137度15分26秒1の点 イ 北緯37度25分39秒3、東経137度15分29秒3の点 ウ 北緯37度25分34秒2、東経137度15分24秒6の点 エ 北緯37度25分36秒0、東経137度15分21秒4の点					
地元地区	珠洲市野々江町、飯田町、上戸町寺社、上戸町北方及び上戸町南方					

公示番号	区 第 11 号					
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から 翌年 4月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 4月30日まで				
	2 漁場の位置 珠洲市宝立町春日野地先					
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度24分34秒4、東経137度14分58秒2の点 イ 北緯37度24分33秒7、東経137度15分14秒4の点					

	ウ 北緯37度24分23秒 9、東経137度15分13秒 8 の点 エ 北緯37度24分24秒 7、東経137度14分57秒 6 の点
地 元 地 区	珠洲市宝立町春日野及び宝立町鶴飼

公 示 番 号	区 第 12 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から 翌年 4月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 4月30日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 4月30日まで				
	2 漁場の位置 珠洲市宝立町鶴島地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度23分19秒 3、東経137度14分59秒 1 の点 イ 北緯37度23分08秒 9、東経137度15分19秒 6 の点 ウ 北緯37度23分01秒 9、東経137度15分14秒 2 の点 エ 北緯37度23分12秒 2、東経137度14分53秒 2 の点							
地 元 地 区	珠洲市宝立町春日野、宝立町鶴飼、宝立町南黒丸、宝立町鶴島及び宝立町宗玄						

公 示 番 号	区 第 13 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字小木地先						
3 漁場の区域 次のアからクまでの各点を順次結んだ線及びクの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度18分24秒 1、東経137度14分01秒 2 の点 イ 北緯37度18分25秒 1、東経137度14分02秒 7 の点 ウ 北緯37度18分25秒 7、東経137度14分01秒 7 の点 エ 北緯37度18分26秒 3、東経137度14分02秒 5 の点 オ 北緯37度18分23秒 0、東経137度14分07秒 0 の点 カ 北緯37度18分22秒 5、東経137度14分06秒 1 の点 キ 北緯37度18分24秒 5、東経137度14分03秒 4 の点 ク 北緯37度18分23秒 5、東経137度14分02秒 0 の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字小木及び字越坂						

公 示 番 号	区 第 14 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字七見地先							
3 漁場の区域							

るべき事項	<p>次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯37度15分45秒 8、東経137度05分57秒 2 の点</p> <p>イ 北緯37度15分44秒 3、東経137度06分09秒 2 の点</p> <p>ウ 北緯37度15分37秒 9、東経137度06分10秒 2 の点</p> <p>エ 北緯37度15分39秒 2、東経137度05分57秒 4 の点</p>
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字七見

公 示 番 号	区 第 15 号						
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字岩車地先</p> <p>3 漁場の区域 次のア及びイの各点を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯37度12分14秒 9、東経136度58分00秒 1 の点</p> <p>イ 北緯37度12分13秒 7、東経136度58分08秒 8 の点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期					
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで					
地 元 地 区	鳳珠郡穴水町字岩車						

公 示 番 号	区 第 16 号						
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字岩車、字中居及び字中居南地先</p> <p>3 漁場の区域 次のア及びイの各点を結んだ線並びにウ及びエの各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯37度13分27秒 8、東経136度56分34秒 8 の点 (通称：神明ヶ鼻)</p> <p>イ 北緯37度13分00秒 3、東経136度56分44秒 8 の点 (通称：野々木鼻)</p> <p>ウ 北緯37度13分44秒 9、東経136度57分25秒 1 の点</p> <p>エ 北緯37度14分02秒 6、東経136度57分08秒 7 の点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期					
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで					
地 元 地 区	鳳珠郡穴水町字岩車、字川尻、字比良、字中居及び字中居南						

公 示 番 号	区 第 17 号						
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字中居南地先</p> <p>3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカのアの点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯37度13分34秒 3、東経136度55分57秒 9 の点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期					
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで					

事項	イ 北緯37度13分19秒3、東経136度56分14秒7の点 ウ 北緯37度13分23秒5、東経136度56分19秒9の点 エ 北緯37度13分30秒7、東経136度56分12秒0の点 オ 北緯37度13分28秒5、東経136度56分08秒8の点 カ 北緯37度13分35秒9、東経136度56分00秒1の点
地元地区	鳳珠郡穴水町字中居南、字麦ヶ浦及び字内浦

公示番号	区 第 18 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度13分30秒0、東経136度55分51秒6の点 イ 北緯37度13分35秒9、東経136度56分00秒1の点 ウ 北緯37度13分28秒5、東経136度56分08秒8の点 エ 北緯37度13分33秒6、東経136度56分15秒8の点							
地元地区	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦						

公示番号	区 第 19 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字乙ヶ崎地先						
3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度13分08秒1、東経136度54分35秒3の点 イ 北緯37度13分10秒2、東経136度54分31秒7の点 ウ 北緯37度13分13秒1、東経136度54分43秒9の点 エ 北緯37度13分05秒8、東経136度55分05秒9の点 オ 北緯37度12分51秒8、東経136度55分22秒8の点 (通称：イナヘズミ鼻)							
地元地区	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦、字内浦、字乙ヶ崎及び字新崎						

公示番号	区 第 20 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字新崎地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度12分12秒9、東経136度55分17秒7の点							

項	イ 北緯37度12分06秒 5、東経136度55分17秒 7 の点 ウ 北緯37度12分06秒 5、東経136度55分21秒 2 の点 エ 北緯37度12分12秒 9、東経136度55分21秒 2 の点
地 元 地 区	鳳珠郡穴水町字新崎

公 示 番 号	区 第 21 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字志ヶ浦地先							
3 漁場の区域 次のア及びイの各点を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 北緯37度12分00秒 8、東経136度54分55秒 1 の点 イ 北緯37度11分39秒 7、東経136度54分45秒 1 の点							
地 元 地 区	鳳珠郡穴水町字志ヶ浦						

公 示 番 号	区 第 22 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町外地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度09分04秒 0、東経136度52分49秒 8 の点 イ 北緯37度09分00秒 8、東経136度52分53秒 9 の点 ウ 北緯37度09分12秒 2、東経136度53分07秒 2 の点 エ 北緯37度09分15秒 2、東経136度53分00秒 6 の点							
地 元 地 区	七尾市中島町外						

公 示 番 号	区 第 23 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町外地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分50秒 4、東経136度52分39秒 6 の点 イ 北緯37度08分50秒 9、東経136度52分43秒 6 の点 ウ 北緯37度08分49秒 3、東経136度52分43秒 5 の点 エ 北緯37度08分48秒 8、東経136度52分39秒 4 の点							
地 元 地 区	七尾市中島町外						

公 示 番 号	区 第 24 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町小牧地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分39秒9、東経136度52分26秒6の点 イ 北緯37度08分42秒9、東経136度52分25秒1の点 ウ 北緯37度08分44秒8、東経136度52分31秒1の点 エ 北緯37度08分41秒8、東経136度52分32秒5の点							
地 元 地 区	七尾市中島町小牧及び中島町深浦						

公 示 番 号	区 第 25 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町深浦地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分28秒2、東経136度52分35秒0の点 イ 北緯37度08分23秒3、東経136度52分42秒4の点 ウ 北緯37度08分42秒9、東経136度53分05秒3の点 エ 北緯37度08分48秒5、東経136度53分00秒3の点							
地 元 地 区	七尾市中島町小牧及び中島町深浦						

公 示 番 号	区 第 26 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町深浦地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分15秒3、東経136度52分50秒9の点 イ 北緯37度08分15秒3、東経136度52分49秒0の点 ウ 北緯37度08分20秒2、東経136度52分49秒0の点 エ 北緯37度08分20秒2、東経136度52分51秒2の点							
地 元 地 区	七尾市中島町深浦						

公 示 番 号	区 第 27 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市中島町深浦地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分28秒0、東経136度53分03秒5の点 イ 北緯37度08分26秒2、東経136度53分02秒7の点 ウ 北緯37度08分27秒2、東経136度52分52秒6の点 エ 北緯37度08分32秒6、東経136度52分57秒5の点							
地 元 地 区	七尾市中島町小牧及び中島町深浦						

公 示 番 号	区 第 28 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市中島町深浦地先						
3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分23秒5、東経136度53分06秒2の点 イ 北緯37度08分25秒0、東経136度53分07秒6の点 ウ 北緯37度08分23秒8、東経136度53分09秒6の点							
地 元 地 区	七尾市中島町深浦						

公 示 番 号	区 第 29 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分32秒6、東経136度53分33秒2の点 イ 北緯37度08分18秒7、東経136度53分56秒4の点 ウ 北緯37度08分27秒4、東経136度53分55秒7の点 エ 北緯37度08分41秒6、東経136度53分30秒5の点							
地 元 地 区	七尾市中島町長浦及び中島町深浦						



公 示 番 号	区 第 30 号		
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分17秒0、東経136度53分46秒4の点 イ 北緯37度08分17秒0、東経136度53分48秒6の点 ウ 北緯37度08分13秒7、東経136度53分48秒6の点		
地 元 地 区	七尾市中島町長浦		

公 示 番 号	区 第 31 号		
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分51秒4、東経136度53分53秒3の点 イ 北緯37度07分48秒3、東経136度53分53秒3の点 ウ 北緯37度07分48秒3、東経136度53分50秒1の点		
地 元 地 区	七尾市中島町長浦		

公 示 番 号	区 第 32 号		
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分37秒0、東経136度53分55秒2の点 イ 北緯37度07分15秒2、東経136度53分47秒9の点 ウ 北緯37度07分12秒6、東経136度53分56秒6の点 エ 北緯37度07分33秒8、東経136度54分04秒8の点		
地 元 地 区	七尾市中島町長浦及び中島町瀬嵐		

公 示 番 号	区 第 33 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分27秒0、東経136度53分43秒1の点 イ 北緯37度07分27秒0、東経136度53分45秒5の点 ウ 北緯37度07分24秒7、東経136度53分45秒6の点 エ 北緯37度07分24秒7、東経136度53分42秒4の点		
地 元 地 区	七尾市中島町長浦		

公 示 番 号	区 第 34 号			
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期			
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	
	2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先			
	3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及び力の点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分15秒2、東経136度53分47秒9の点 イ 北緯37度07分13秒8、東経136度53分52秒6の点 ウ 北緯37度06分49秒8、東経136度53分47秒6の点 エ 北緯37度06分35秒0、東経136度53分46秒7の点 オ 北緯37度06分34秒3、東経136度53分42秒4の点 カ 北緯37度06分54秒6、東経136度53分42秒3の点			
	地 元 地 区	七尾市中島町瀬嵐		

公 示 番 号	区 第 35 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先		
	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分15秒4、東経136度53分39秒5の点 イ 北緯37度07分14秒6、東経136度53分42秒1の点 ウ 北緯37度07分11秒9、東経136度53分40秒8の点		
地 元 地 区	七尾市中島町瀬嵐		

公 示 番 号	区 第 36 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先							
3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分07秒 8、東経136度53分36秒 7 の点 イ 北緯37度07分03秒 5、東経136度53分36秒 7 の点 ウ 北緯37度07分03秒 5、東経136度53分34秒 4 の点							
地 元 地 区	七尾市中島町瀬嵐						

公 示 番 号	区 第 37 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分46秒 4、東経136度52分24秒 2 の点 イ 北緯37度06分44秒 6、東経136度52分28秒 6 の点 ウ 北緯37度06分42秒 1、東経136度52分27秒 2 の点 エ 北緯37度06分44秒 0、東経136度52分22秒 5 の点							
地 元 地 区	七尾市中島町瀬嵐						

公 示 番 号	区 第 38 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先							
3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分40秒 7、東経136度52分26秒 0 の点 イ 北緯37度06分26秒 8、東経136度52分35秒 9 の点 ウ 北緯37度06分20秒 5、東経136度52分25秒 7 の点 エ 北緯37度06分25秒 4、東経136度52分14秒 9 の点 オ 北緯37度06分30秒 3、東経136度52分11秒 4 の点 カ 北緯37度06分35秒 0、東経136度52分14秒 7 の点							
地 元 地 区	七尾市中島町瀬嵐、中島町中島、中島町浜田及び中島町奥吉田						

公 示 番 号	区 第 39 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市中島町中島地先						
3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分40秒7、東経136度52分13秒0の点 イ 北緯37度06分36秒9、東経136度52分13秒9の点 ウ 北緯37度06分34秒2、東経136度52分11秒3の点 エ 北緯37度06分32秒7、東経136度52分08秒8の点 オ 北緯37度06分40秒3、東経136度52分08秒3の点							
地 元 地 区	七尾市中島町中島						

公 示 番 号	区 第 40 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市中島町中島地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分29秒2、東経136度52分05秒1の点 イ 北緯37度06分30秒2、東経136度52分09秒2の点 ウ 北緯37度06分26秒6、東経136度52分10秒5の点 エ 北緯37度06分25秒6、東経136度52分06秒5の点							
地 元 地 区	七尾市中島町中島、中島町浜田及び中島町奥吉田						

公 示 番 号	区 第 41 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市中島町筆染地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分20秒9、東経136度52分13秒2の点 イ 北緯37度06分18秒1、東経136度52分21秒8の点 ウ 北緯37度06分14秒5、東経136度52分16秒0の点 エ 北緯37度06分15秒8、東経136度52分12秒8の点							
地 元 地 区	七尾市中島町筆染及び中島町笠師						

公 示 番 号	区 第 42 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市中島町笠師地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度05分53秒 8、東経136度52分03秒 1 の点 イ 北緯37度05分53秒 8、東経136度52分05秒 1 の点 ウ 北緯37度05分44秒 8、東経136度52分05秒 1 の点 エ 北緯37度05分44秒 8、東経136度52分03秒 1 の点							
地 元 地 区	七尾市中島町笠師						

公 示 番 号	区 第 43 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市中島町塩津地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度05分30秒 8、東経136度52分13秒 1 の点 イ 北緯37度05分30秒 8、東経136度52分16秒 1 の点 ウ 北緯37度05分24秒 8、東経136度52分16秒 1 の点 エ 北緯37度05分24秒 8、東経136度52分13秒 1 の点							
地 元 地 区	七尾市中島町塩津						

公 示 番 号	区 第 44 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市中島町塩津地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度05分00秒 8、東経136度52分03秒 6 の点 イ 北緯37度04分59秒 4、東経136度52分09秒 2 の点 ウ 北緯37度04分48秒 8、東経136度52分05秒 5 の点 エ 北緯37度04分50秒 1、東経136度52分00秒 0 の点							
地 元 地 区	七尾市中島町塩津						

公 示 番 号	区 第 45 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市中島町塩津地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分01秒8、東経136度51分50秒2の点 イ 北緯37度05分00秒6、東経136度51分51秒5の点 ウ 北緯37度04分57秒0、東経136度51分46秒3の点 エ 北緯37度04分58秒3、東経136度51分44秒9の点							
地 元 地 区	七尾市中島町塩津						

公 示 番 号	区 第 46 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市白浜町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度04分41秒8、東経136度52分02秒1の点 イ 北緯37度04分41秒8、東経136度52分09秒1の点 ウ 北緯37度04分39秒8、東経136度52分09秒1の点 エ 北緯37度04分39秒3、東経136度52分02秒1の点							
地 元 地 区	七尾市白浜町及び大津町						

公 示 番 号	区 第 47 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市中島町、田鶴浜町及び奥原町地先						
	3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 北緯37度04分60秒0、東経136度54分13秒2の点 イ 北緯37度06分07秒4、東経136度53分31秒0の点 (机島中央) ウ 北緯37度06分34秒9、東経136度52分48秒9の点 エ 北緯37度06分07秒9、東経136度52分05秒3の点 オ 北緯37度05分17秒6、東経136度52分24秒2の点 カ 北緯37度04分22秒5、東経136度52分07秒5の点						
	地 元 地 区	七尾市中島町、大津町、白浜町、田鶴浜町、川尻町、舟尾町及び奥原町					

公 示 番 号	区 第 48 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市和倉町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分42秒6、東経136度53分46秒6の点 イ 北緯37度05分45秒8、東経136度53分57秒4の点 ウ 北緯37度05分20秒1、東経136度54分11秒7の点 エ 北緯37度05分15秒1、東経136度54分03秒8の点							
地元地区	七尾市奥原町、和倉町及び石崎町						

公 示 番 号	区 第 49 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3種区画漁業</td> <td>あかがい養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第3種区画漁業	あかがい養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第3種区画漁業	あかがい養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市石崎町地先						
	3 漁場の区域 次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度04分35秒1、東経136度56分14秒7の点 イ 北緯37度04分44秒2、東経136度56分50秒4の点 ウ 北緯37度04分10秒0、東経136度57分16秒2の点 エ 北緯37度04分04秒4、東経136度56分57秒0の点 オ 北緯37度04分08秒4、東経136度56分42秒4の点 カ 北緯37度04分05秒5、東経136度56分26秒1の点 キ 北緯37度04分20秒4、東経136度56分14秒8の点						
	地元地区	七尾市石崎町及び祖浜町					

公 示 番 号	区 第 50 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市能登島須首町地先						
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分53秒5、東経136度57分17秒7の点 イ 北緯37度05分50秒0、東経136度57分26秒4の点 ウ 北緯37度05分36秒5、東経136度57分17秒9の点 エ 北緯37度05分40秒2、東経136度57分09秒1の点						
地元地区	七尾市能登島須首町及び能登島半浦町						

公 示 番 号	区 第 51 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島閨町地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分00秒9、東経136度55分52秒1の点		
	イ 北緯37度08分05秒7、東経136度55分49秒7の点		
	ウ 北緯37度08分07秒0、東経136度55分52秒9の点		
地元地区	七尾市能登島閨町		

公 示 番 号	区 第 52 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島曲町地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のア及びイの各点を結んだ線並びにウ及びエの各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分49秒0、東経136度58分09秒7の点		
	イ 北緯37度08分41秒1、東経136度58分07秒6の点		
	ウ 北緯37度08分34秒7、東経136度58分33秒7の点 エ 北緯37度08分31秒5、東経136度58分24秒8の点		
地元地区	七尾市能登島曲町		

公 示 番 号	区 第 53 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島曲町地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度09分02秒7、東経136度58分44秒5の点		
	イ 北緯37度09分00秒2、東経136度58分51秒6の点		
	ウ 北緯37度08分59秒6、東経136度58分51秒2の点 エ 北緯37度09分02秒1、東経136度58分44秒2の点		
地元地区	七尾市能登島曲町		



公 示 番 号	区 第 54 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から翌年5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市大泊町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度58分37秒8、東経137度03分42秒4の点 イ 北緯36度58分44秒1、東経137度03分42秒9の点 ウ 北緯36度58分44秒2、東経137度03分37秒0の点 エ 北緯36度58分37秒8、東経137度03分35秒9の点							
地 元 地 区	七尾市黒崎町、東浜町及び大泊町						

公 示 番 号	定 第 1 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>3月1日から11月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から11月30日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から11月30日まで				
	2 漁場の位置 加賀市塩浜町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度23分05秒1、東経136度18分54秒1の点 イ 北緯36度23分25秒8、東経136度18分41秒4の点 ウ 北緯36度23分35秒2、東経136度19分02秒7の点 エ 北緯36度23分13秒9、東経136度19分13秒0の点							
地 元 地 区	加賀市橋立町、小塩町、田尻町、塩浜町、篠原町及び伊切町						

公 示 番 号	定 第 2 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>3月1日から11月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から11月30日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から11月30日まで				
	2 漁場の位置 加賀市塩浜町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度22分43秒3、東経136度19分08秒1の点 イ 北緯36度23分05秒1、東経136度18分54秒1の点 ウ 北緯36度23分13秒9、東経136度19分13秒0の点 エ 北緯36度22分51秒2、東経136度19分26秒3の点							
地 元 地 区	加賀市橋立町、小塩町、田尻町、塩浜町、篠原町及び伊切町						

公 示 番 号	定 第 3 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風無地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分27秒8、東経136度40分49秒0の点 イ 北緯37度07分05秒5、東経136度40分23秒8の点 ウ 北緯37度07分25秒3、東経136度40分09秒3の点 エ 北緯37度07分35秒7、東経136度40分36秒7の点							
地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜						

公 示 番 号	定 第 4 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風無地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分57秒2、東経136度41分12秒6の点 イ 北緯37度07分27秒8、東経136度40分49秒0の点 ウ 北緯37度07分38秒9、東経136度40分31秒3の点 エ 北緯37度08分00秒8、東経136度41分06秒3の点							
地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無及び西海千ノ浦						

公 示 番 号	定 第 5 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>たい定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	たい定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	たい定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 輪島市門前町鹿磯地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度17分37秒2、東経136度42分32秒0の点 イ 北緯37度17分38秒8、東経136度41分56秒1の点 ウ 北緯37度18分02秒0、東経136度42分03秒6の点 エ 北緯37度18分02秒3、東経136度42分36秒7の点							
地元地区	輪島市門前町鹿磯及び門前町深見						

公 示 番 号	定 第 6 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	たい定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 輪島市門前町鹿磯地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度17分34秒2、東経136度43分15秒5の点 イ 北緯37度17分37秒2、東経136度42分32秒0の点 ウ 北緯37度18分02秒3、東経136度42分36秒7の点 エ 北緯37度17分42秒3、東経136度43分14秒3の点		
地元地区	輪島市門前町鹿磯及び門前町深見		

公 示 番 号	定 第 7 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	たい定置漁業	3月1日から 11月30日まで
	2 漁場の位置 輪島市大沢町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度23分03秒1、東経136度48分28秒5の点 イ 北緯37度23分36秒5、東経136度48分09秒6の点 ウ 北緯37度23分43秒0、東経136度48分32秒3の点 エ 北緯37度23分09秒0、東経136度48分37秒5の点		
地元地区	輪島市上大沢町、大沢町、赤崎町、下山町及び小池町		

公 示 番 号	定 第 8 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	たい定置漁業	3月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 輪島市深見町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度24分43秒6、東経136度56分44秒9の点 イ 北緯37度25分43秒4、東経136度56分35秒1の点 ウ 北緯37度25分49秒0、東経136度57分02秒6の点 エ 北緯37度24分53秒6、東経136度57分10秒1の点		
地元地区	輪島市名舟町、野田町、白米町、深見町、惣領町及び大野町		

公 示 番 号	定 第 9 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>3月1日から 11月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から 11月30日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から 11月30日まで				
2 漁場の位置 珠洲市三崎町寺家地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度29分46秒9、東経137度21分48秒2の点 イ 北緯37度29分50秒3、東経137度22分16秒2の点 ウ 北緯37度29分33秒2、東経137度22分16秒8の点 エ 北緯37度29分43秒0、東経137度21分44秒6の点							
地元地区	珠洲市三崎町寺家、三崎町粟津及び三崎町森腰						

公 示 番 号	定 第 10 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 珠洲市三崎町小泊地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度26分45秒0、東経137度21分44秒4の点 イ 北緯37度26分20秒4、東経137度22分12秒6の点 ウ 北緯37度26分05秒4、東経137度21分39秒0の点 エ 北緯37度26分39秒0、東経137度21分22秒8の点							
地元地区	珠洲市三崎町伏見、三崎町小泊及び三崎町雲津						

公 示 番 号	定 第 11 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 珠洲市正院町正院地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度24分59秒4、東経137度18分39秒0の点 イ 北緯37度24分37秒2、東経137度19分04秒8の点 ウ 北緯37度24分22秒8、東経137度18分46秒8の点 エ 北緯37度24分42秒6、東経137度18分21秒0の点							
地元地区	珠洲市蛸島町、正院町川尻、正院町正院及び野々江町						

公 示 番 号	定 第 12 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 珠洲市正院町正院地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度25分10秒2、東経137度18分07秒8の点 イ 北緯37度24分59秒4、東経137度18分39秒0の点 ウ 北緯37度24分42秒6、東経137度18分21秒0の点 エ 北緯37度25分03秒6、東経137度17分54秒0の点							
地元地区	珠洲市蛸島町、正院町川尻、正院町正院及び野々江町						

公 示 番 号	定 第 13 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 珠洲市宝立町鶴飼地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度23分19秒2、東経137度16分34秒8の点 イ 北緯37度23分21秒6、東経137度17分13秒8の点 ウ 北緯37度23分03秒6、東経137度17分10秒2の点 エ 北緯37度23分12秒0、東経137度16分36秒0の点							
地元地区	珠洲市宝立町春日野、宝立町鶴飼及び宝立町鶴島						

公 示 番 号	定 第 14 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字宇出津地先							
3 漁場の区域 次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度17分42秒2、東経137度09分53秒5の点 イ 北緯37度17分12秒8、東経137度10分23秒5の点 ウ 北緯37度17分03秒0、東経137度10分07秒7の点 エ 北緯37度16分12秒7、東経137度10分19秒4の点 オ 北緯37度16分11秒1、東経137度10分12秒6の点 カ 北緯37度17分02秒7、東経137度09分56秒4の点 キ 北緯37度17分40秒5、東経137度09分35秒1の点							
地元地区	鳳珠郡能登町字宇出津						

公 示 番 号	定 第 15 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置						
	鳳珠郡能登町字藤波地先						
	3 漁場の区域						
	次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域						
	ア 北緯37度17分30秒 1、東経137度08分33秒 2 の点						
	イ 北緯37度16分55秒 2、東経137度09分18秒 2 の点						
ウ 北緯37度16分48秒 3、東経137度09分03秒 7 の点							
エ 北緯37度16分16秒 2、東経137度09分09秒 6 の点							
オ 北緯37度16分15秒 4、東経137度09分05秒 4 の点							
カ 北緯37度16分48秒 0、東経137度08分54秒 7 の点							
キ 北緯37度17分24秒 1、東経137度08分24秒 6 の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字藤波						

公 示 番 号	定 第 16 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置						
	鳳珠郡能登町字波並地先						
	3 漁場の区域						
	次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカ力の点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域						
	ア 北緯37度16分59秒 9、東経137度07分38秒 9 の点						
	イ 北緯37度16分35秒 1、東経137度08分19秒 4 の点						
ウ 北緯37度16分26秒 1、東経137度08分06秒 9 の点							
エ 北緯37度16分08秒 9、東経137度08分15秒 2 の点							
オ 北緯37度16分06秒 9、東経137度08分11秒 9 の点							
カ 北緯37度16分54秒 7、東経137度07分22秒 2 の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字波並						

公 示 番 号	定 第 17 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置						
	鳳珠郡能登町字七見地先						
	3 漁場の区域						
	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域						
	ア 北緯37度15分57秒 2、東経137度06分30秒 5 の点						
	イ 北緯37度15分56秒 9、東経137度06分42秒 7 の点						
ウ 北緯37度15分49秒 2、東経137度06分38秒 0 の点							
エ 北緯37度15分49秒 2、東経137度06分38秒 0 の点							

	工 北緯37度15分53秒 1、東経137度06分30秒 5 の点
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字七見

公 示 番 号	定 第 18 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字七見地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度16分04秒 2、東経137度06分08秒 3 の点 イ 北緯37度16分01秒 8、東経137度06分34秒 3 の点 ウ 北緯37度15分52秒 5、東経137度06分26秒 8 の点 エ 北緯37度16分02秒 4、東経137度06分07秒 2 の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字七見						

公 示 番 号	定 第 19 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字七見地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度15分22秒 8、東経137度06分33秒 8 の点 イ 北緯37度15分22秒 8、東経137度06分48秒 7 の点 ウ 北緯37度15分13秒 0、東経137度06分42秒 0 の点 エ 北緯37度15分20秒 0、東経137度06分31秒 9 の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字七見						

公 示 番 号	定 第 20 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字七見地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度15分24秒 5、東経137度06分03秒 9 の点 イ 北緯37度15分25秒 0、東経137度06分20秒 4 の点 ウ 北緯37度15分13秒 1、東経137度06分16秒 7 の点 エ 北緯37度15分20秒 4、東経137度06分02秒 2 の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字七見						

公 示 番 号	定 第 21 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字七見地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度15分31秒 1、東経137度05分56秒 5 の点 イ 北緯37度15分34秒 8、東経137度06分08秒 2 の点 ウ 北緯37度15分26秒 8、東経137度06分07秒 8 の点 エ 北緯37度15分28秒 6、東経137度05分56秒 5 の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字七見						

公 示 番 号	定 第 22 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字鶴川地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度15分09秒 0、東経137度06分02秒 8 の点 イ 北緯37度15分05秒 4、東経137度06分15秒 2 の点 ウ 北緯37度14分56秒 2、東経137度06分08秒 4 の点 エ 北緯37度15分05秒 0、東経137度05分59秒 6 の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字鶴川						

公 示 番 号	定 第 23 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字鶴川地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度14分27秒 6、東経137度06分02秒 1 の点 イ 北緯37度14分24秒 4、東経137度06分15秒 2 の点 ウ 北緯37度14分18秒 4、東経137度06分10秒 1 の点 エ 北緯37度14分25秒 3、東経137度06分00秒 3 の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字鶴川						



公 示 番 号	定 第 24 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字鶴川地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度14分32秒4、東経137度05分53秒1の点 イ 北緯37度14分30秒6、東経137度06分04秒3の点 ウ 北緯37度14分24秒1、東経137度05分59秒3の点 エ 北緯37度14分30秒5、東経137度05分52秒0の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字鶴川						

公 示 番 号	定 第 25 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字鶴川地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度14分35秒1、東経137度05分39秒6の点 イ 北緯37度14分33秒0、東経137度05分52秒2の点 ウ 北緯37度14分25秒6、東経137度05分47秒4の点 エ 北緯37度14分33秒2、東経137度05分38秒1の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字鶴川						

公 示 番 号	定 第 26 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字竹太地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度13分59秒9、東経137度05分51秒3の点 イ 北緯37度13分57秒5、東経137度06分06秒5の点 ウ 北緯37度13分48秒1、東経137度06分01秒4の点 エ 北緯37度13分57秒4、東経137度05分50秒0の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字鶴川及び穴水町字竹太						

公 示 番 号	定 第 27 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字古君地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度14分13秒1、東経137度05分03秒0の点 イ 北緯37度14分11秒8、東経137度05分13秒8の点 ウ 北緯37度14分04秒0、東経137度05分09秒0の点 エ 北緯37度14分10秒7、東経137度05分01秒2の点							
地 元 地 区	鳳珠郡穴水町字古君						

公 示 番 号	定 第 28 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字古君地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度13分41秒3、東経137度05分09秒7の点 イ 北緯37度13分38秒9、東経137度05分22秒9の点 ウ 北緯37度13分32秒2、東経137度05分18秒1の点 エ 北緯37度13分38秒6、東経137度05分07秒9の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字鶴川及び穴水町字古君						

公 示 番 号	定 第 29 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字沖波地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度11分49秒2、東経137度04分45秒9の点 イ 北緯37度11分49秒1、東経137度05分02秒6の点 ウ 北緯37度11分41秒3、東経137度05分00秒8の点 エ 北緯37度11分45秒4、東経137度04分44秒7の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字鶴川及び穴水町字沖波						

公 示 番 号	定 第 30 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字沖波地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度12分11秒3、東経137度03分42秒9の点 イ 北緯37度11分53秒5、東経137度03分56秒8の点 ウ 北緯37度11分48秒3、東経137度03分40秒9の点 エ 北緯37度12分09秒3、東経137度03分36秒6の点							
地 元 地 区	鳳珠郡穴水町字沖波						

公 示 番 号	定 第 31 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字沖波地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度10分52秒6、東経137度04分29秒9の点 イ 北緯37度10分54秒6、東経137度04分58秒7の点 ウ 北緯37度10分40秒5、東経137度04分57秒3の点 エ 北緯37度10分47秒5、東経137度04分28秒7の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字鶴川及び穴水町字沖波						

公 示 番 号	定 第 32 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字沖波地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度11分05秒9、東経137度04分18秒2の点 イ 北緯37度11分15秒5、東経137度04分37秒5の点 ウ 北緯37度11分04秒1、東経137度04分41秒1の点 エ 北緯37度11分03秒2、東経137度04分18秒9の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能都町字鶴川及び穴水町字沖波						

公 示 番 号	定 第 33 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字甲地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度11分36秒4、東経137度02分55秒4の点 イ 北緯37度11分33秒0、東経137度03分13秒6の点 ウ 北緯37度11分30秒5、東経137度03分13秒7の点 エ 北緯37度11分24秒1、東経137度02分57秒6の点							
地 元 地 区	鳳珠郡穴水町字甲及び七尾市能登島鰻目町						

公 示 番 号	定 第 34 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字甲地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度11分24秒9、東経137度02分09秒7の点 イ 北緯37度11分04秒3、東経137度02分29秒6の点 ウ 北緯37度10分59秒6、東経137度02分08秒0の点 エ 北緯37度11分21秒9、東経137度01分59秒3の点							
地 元 地 区	鳳珠郡穴水町字甲						

公 示 番 号	定 第 35 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市能登島祖母ヶ浦町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度10分19秒7、東経137度02分40秒2の点 イ 北緯37度10分33秒8、東経137度02分31秒4の点 ウ 北緯37度10分35秒8、東経137度02分40秒9の点 エ 北緯37度10分20秒7、東経137度02分43秒1の点							
地 元 地 区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町						

公 示 番 号	定 第 36 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市能登島八ヶ崎町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度10分20秒0、東経137度03分25秒9の点 イ 北緯37度10分35秒8、東経137度03分45秒1の点 ウ 北緯37度10分20秒8、東経137度03分50秒9の点 エ 北緯37度10分15秒8、東経137度03分27秒3の点							
地 元 地 区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町						

公 示 番 号	定 第 37 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市能登島八ヶ崎町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度09分56秒8、東経137度03分22秒9の点 イ 北緯37度10分10秒0、東経137度03分51秒4の点 ウ 北緯37度09分57秒4、東経137度03分56秒2の点 エ 北緯37度09分50秒1、東経137度03分26秒2の点							
地 元 地 区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町						

公 示 番 号	定 第 38 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市能登島八ヶ崎町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度10分36秒1、東経137度04分27秒2の点 イ 北緯37度10分34秒1、東経137度04分46秒3の点 ウ 北緯37度10分24秒4、東経137度04分42秒6の点 エ 北緯37度10分33秒1、東経137度04分25秒7の点							
地 元 地 区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町						

公 示 番 号	定 第 39 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置						
	七尾市能登島鰻目町地先						
	3 漁場の区域						
	次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域						
	ア 北緯37度09分53秒9、東経137度04分24秒4の点						
	イ 北緯37度10分07秒8、東経137度05分00秒7の点						
ウ 北緯37度09分45秒8、東経137度05分04秒8の点							
エ 北緯37度09分24秒9、東経137度05分59秒7の点							
オ 北緯37度09分18秒6、東経137度05分56秒1の点							
カ 北緯37度09分42秒6、東経137度04分53秒1の点							
キ 北緯37度09分39秒6、東経137度04分30秒6の点							
地 元 地 区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町						

公 示 番 号	定 第 40 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置						
	七尾市能登島鰻目町地先						
	3 漁場の区域						
	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域						
	ア 北緯37度09分37秒4、東経137度03分44秒1の点						
	イ 北緯37度09分50秒7、東経137度04分25秒8の点						
ウ 北緯37度09分31秒1、東経137度04分34秒3の点							
エ 北緯37度09分27秒7、東経137度03分58秒9の点							
地 元 地 区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町						

公 示 番 号	定 第 41 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置						
	七尾市能登島鰻目町地先						
	3 漁場の区域						
	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域						
	ア 北緯37度09分22秒8、東経137度03分37秒8の点						
	イ 北緯37度09分29秒0、東経137度03分50秒4の点						
ウ 北緯37度09分17秒5、東経137度03分56秒1の点							
エ 北緯37度09分10秒7、東経137度03分41秒4の点							
地 元 地 区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町						

公 示 番 号	定 第 42 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市能登島野崎町地先							
3 漁場の区域 次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分11秒0、東経137度04分14秒5の点 イ 北緯37度08分11秒7、東経137度04分50秒2の点 ウ 北緯37度07分53秒3、東経137度04分51秒5の点 エ 北緯37度07分45秒4、東経137度05分20秒5の点 オ 北緯37度07分39秒7、東経137度05分20秒0の点 カ 北緯37度07分47秒6、東経137度04分49秒7の点 キ 北緯37度07分49秒9、東経137度04分11秒0の点							
地 元 地 区	七尾市能登島鰯目町、能登島野崎町及び鵜浦町						

公 示 番 号	定 第 43 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市能登島野崎町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分57秒5、東経137度03分48秒0の点 イ 北緯37度08分06秒0、東経137度04分08秒3の点 ウ 北緯37度07分53秒3、東経137度04分10秒8の点 エ 北緯37度07分49秒6、東経137度03分50秒9の点							
地 元 地 区	七尾市能登島野崎町及び能登島鰯目町						

公 示 番 号	定 第 44 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市能登島野崎町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分18秒4、東経137度03分26秒3の点 イ 北緯37度07分18秒7、東経137度03分55秒2の点 ウ 北緯37度07分09秒7、東経137度03分50秒0の点 エ 北緯37度07分12秒3、東経137度03分22秒3の点							
地 元 地 区	七尾市能登島野崎町						

公 示 番 号	定 第 45 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>たら定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	たら定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	たら定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市鷺浦町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分42秒6、東経137度04分17秒9の点 イ 北緯37度06分45秒4、東経137度04分30秒3の点 ウ 北緯37度06分38秒4、東経137度04分31秒1の点 エ 北緯37度06分39秒0、東経137度04分18秒3の点							
地 元 地 区	七尾市鷺浦町						

公 示 番 号	定 第 46 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>たら定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	たら定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	たら定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市鷺浦町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分43秒3、東経137度04分04秒6の点 イ 北緯37度06分46秒1、東経137度04分17秒4の点 ウ 北緯37度06分40秒2、東経137度04分18秒1の点 エ 北緯37度06分40秒2、東経137度04分05秒1の点							
地 元 地 区	七尾市鷺浦町						

公 示 番 号	定 第 47 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市鷺浦町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分31秒1、東経137度04分20秒2の点 イ 北緯37度06分37秒6、東経137度04分37秒8の点 ウ 北緯37度06分29秒0、東経137度04分41秒7の点 エ 北緯37度06分27秒3、東経137度04分21秒8の点							
地 元 地 区	七尾市鷺浦町						



公 示 番 号	定 第 48 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>たら定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	たら定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	たら定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市鷺浦町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分12秒9、東経137度04分42秒0の点 イ 北緯37度06分18秒0、東経137度04分55秒2の点 ウ 北緯37度06分08秒4、東経137度04分57秒3の点 エ 北緯37度06分08秒7、東経137度04分43秒1の点							
地元地区	七尾市鷺浦町						

公 示 番 号	定 第 49 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市鷺浦町地先							
3 漁場の区域 次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分32秒0、東経137度04分31秒5の点 イ 北緯37度05分40秒5、東経137度05分05秒7の点 ウ 北緯37度05分21秒5、東経137度05分02秒4の点 エ 北緯37度05分16秒7、東経137度05分08秒3の点 オ 北緯37度05分15秒2、東経137度05分06秒7の点 カ 北緯37度05分21秒1、東経137度04分52秒0の点 キ 北緯37度05分20秒1、東経137度04分29秒7の点							
地元地区	七尾市鷺浦町						

公 示 番 号	定 第 50 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>たら定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	たら定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	たら定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市鷺浦町及び大野木町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分12秒1、東経137度04分29秒2の点 イ 北緯37度05分15秒0、東経137度04分44秒8の点 ウ 北緯37度05分06秒1、東経137度04分41秒3の点 エ 北緯37度05分08秒3、東経137度04分29秒8の点							
地元地区	七尾市鷺浦町及び大野木町						

公 示 番 号	定 第 51 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市江泊町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度03分26秒4、東経137度04分49秒0の点 イ 北緯37度02分43秒8、東経137度05分34秒5の点 ウ 北緯37度02分32秒0、東経137度05分25秒7の点 エ 北緯37度02分43秒7、東経137度04分40秒9の点							
地 元 地 区	七尾市江泊町及び庵町						

公 示 番 号	定 第 52 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市江泊町地先						
3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度03分44秒1、東経137度04分12秒4の点 イ 北緯37度03分45秒4、東経137度04分27秒3の点 ウ 北緯37度03分26秒4、東経137度04分49秒0の点 エ 北緯37度02分43秒7、東経137度04分40秒9の点 オ 北緯37度02分54秒2、東経137度04分02秒5の点							
地 元 地 区	七尾市江泊町及び庵町						

公 示 番 号	定 第 53 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市江泊町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度03分37秒2、東経137度03分37秒2の点 イ 北緯37度03分44秒1、東経137度04分12秒4の点 ウ 北緯37度02分54秒2、東経137度04分02秒5の点 エ 北緯37度03分02秒7、東経137度03分30秒8の点							
地 元 地 区	七尾市江泊町及び庵町						

公 示 番 号	定 第 54 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市庵町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度03分28秒1、東経137度03分09秒0の点 イ 北緯37度03分33秒1、東経137度03分36秒4の点 ウ 北緯37度03分17秒6、東経137度03分33秒6の点 エ 北緯37度03分17秒5、東経137度03分07秒4の点							
地 元 地 区	七尾市庵町						

公 示 番 号	定 第 55 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市佐々波町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度00分40秒8、東経137度05分05秒0の点 イ 北緯37度00分13秒2、東経137度05分36秒7の点 ウ 北緯37度00分02秒3、東経137度05分31秒9の点 エ 北緯37度00分10秒4、東経137度04分52秒5の点							
地 元 地 区	七尾市佐々波町						

公 示 番 号	定 第 56 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市佐々波町地先							
3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度01分03秒3、東経137度04分20秒9の点 イ 北緯37度01分00秒8、東経137度04分42秒1の点 ウ 北緯37度00分40秒8、東経137度05分05秒0の点 エ 北緯37度00分08秒3、東経137度04分51秒9の点 オ 北緯37度00分17秒0、東経137度04分12秒5の点							
地 元 地 区	七尾市佐々波町						

公 示 番 号	定 第 57 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市佐々波町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度00分49秒7、東経137度03分32秒4の点 イ 北緯37度01分03秒3、東経137度04分20秒9の点 ウ 北緯37度00分16秒6、東経137度04分19秒9の点 エ 北緯37度00分25秒4、東経137度03分34秒8の点							
地 元 地 区	七尾市佐々波町						

公 示 番 号	定 第 58 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市東浜町地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯36度58分50秒7、東経137度03分32秒0の点 イ 北緯36度59分03秒2、東経137度04分12秒2の点 ウ 北緯36度58分44秒8、東経137度04分09秒0の点 エ 北緯36度58分43秒1、東経137度03分32秒3の点							
地 元 地 区	七尾市黒崎町及び東浜町						

公 示 番 号	定 第 59 号						
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市大泊町地先						
3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯36度57分51秒2、東経137度03分33秒9の点 イ 北緯36度57分49秒6、東経137度04分30秒0の点 ウ 北緯36度57分01秒0、東経137度05分07秒0の点 エ 北緯36度56分56秒9、東経137度05分02秒8の点 オ 北緯36度57分47秒1、東経137度03分30秒9の点							
地 元 地 区	七尾市黒崎町、東浜町及び大泊町						